

て日本の外貨獲得に寄与するというこ
とは、国際収支のバランスをとる上
においても非常に効果がありますし、また
先ほど申すように、これによつて少
でも設備の改善、向上また御承知の通
り兵器というものはだん／＼なれて行
けばいいものができるのでありますか
ら、またいいものをつくらなければな
らぬという絶対条件があるのでありま
すから、一般の民需産業と比べまして、
精密度というものが非常に高いのであ
りますから、これをやることによつ
て、再び遅れておつた技術を改善、向
上する資料になると思ひます。近ごろ
盛んに日本の経済自立のために輸出
産業を振興しなければならぬ、こうい
うことを方々で言われますが、輸出産
業を振興するには何と申しまして、
安くていいものをつくらなければ、こ
れはどうていできないのであります。
そこで安くていいものをつくるには、
やはり設備の改善向上をはかるなり、
技術の向上進歩をはからなければなら
ぬのであります。今政府に予算の余裕
がありまして、研究費なり、そういう
技術の改善向上に資する金が何ほども
あるというならこれは別でございま
すけれども、それが十分でない以上は、
やはり外貨による注文を利用して、こ
れによつてそういう方面に力を尽してい
くというところは非常に意義深いことじ
やないか、こう考えます。それから輸
出輸出とみな申されますが、大体日本
の有力な将来の外国の販路を考えま
すと、これはだれが何と申しまして、
東南アジア地域がおもだろうと思ひま
す。よくても南米からアフリカ方面だろ
うと思ひます。そうなりますと、これら
の地域とても日本が今まで輸出してお

つた程度の繊維品であるとか、ああい
う簡易な工業品では、これらの国とい
えども、やはり自給自足という見地か
ら、今は逐次自分でそういう程度のも
のはつくることになると思ひます。そ
うなるとわれ／＼何をもちつて工業国
として輸出するかと申せば、やはり高
度の精密機械であるとか、高度の知識
を技術に傾注して生れるであろう製品
でなければいけないわけでありま
す。そういう意味から申しまして、どう
しても重工業に、あるいは高級の化学
工業に日本の産業を持つて行かなけれ
ばならぬ、そのためにもやはりこの武
器なんか製造することもそういうこと
の改善向上に非常に役立つて行くの
ではないか、こういうふうと思ひます。
ただ武器をつくるのが平和維持と非
常に相矛盾するように言われますが、
しからばスエーデンはどうか、スイス
はどうか、こういうことを申せば、ス
エーデンのごときは御承知のごとくゴ
ールスを初めいろいろ精密な武器
工業をやつております。それでも第一
次、第二次大戦に少しも戦争の渦中に
投じておらぬ。スイスまたしかり。要
するにそういうことは一種の懸念にすぎ
ないと私は思ふ。政治に關与せられる
皆様方がそういうことに対して確固た
る信念を持つて指導されるならば、
武器をつくるからただちに軍備であ
る、武器をつくるからただちに戦争だ
というふうな偏見の心配は決して
ないのではないかと私は思ふ。しかも
過去の戦争におけるごとく国をあげて
武器をつくるというふうな場合なら別
ですけれども、先ほど申すように、日本
の工業力というものはまだ余力がある
のだ、これを活用して、少しでも日本の

経済自立に寄与しようという程度の武
器の製造ならば何ら心配はない、かよ
うに考えます。私はこれで終ります。
○大西委員長 次は三善幾久次君。
○三善幾久次君 私はこの一月に日立重
機株式会社の社長をやめました三善で
あります。やめた理由は、約二箇年
にわたつて特需の仕事をしたしまして、
二十億圓くらいの仕事をしながら約四
億圓くらいの赤字を出しまして、その
責任をとつてやめたのであります。今
月号の中央公論にもその内容が出てお
りますから、ごらんください。それで
私の体験から判断して、今度の武器等
製造法案の必要性というものを申し上げ
たいと思ひます。
私は日立製作所に入つて約三十五年
になるのであります。そのうち後半
の十七、八年というものは日立の引受
けておる兵器類の製造を担当しておつ
たわけなんです。それで米軍の方から
ある懇意を受けまして、大きな仕事を
引受けることになつたのであります。
が、その引受けるにつぎましては、す
べてアメリカの規格によらなければな
らない。その規格が、日本の以前の規
格から見れば非常に高いのでありま
す。また終戦後非常に技術の落ちた面
から見れば、調達困難なくらい非常に
高いのであります。しかしこの高い規
格のものををつくり得るだけの力に日本
の工業界を持つて行かなければなら
ぬ、日立自身の技術もすべてこういう
高い規格が保てるように持つて行かな
ければならぬ、そういう点から、利益を
度外視して——もちろんこれは採算が
どうかとかとれるというところは考えま
すが、大きな利益を期待しないで引受
けたわけでありま。初め非常に膨大

な約束であつたのが、米軍側の一つの
誤算でありまして、事実その数分の一
も仕事がなかつたのであります。私
どもはこの膨大なものを引受けるよう
な段取りで進んで行つた。ところがそ
ういふことになつて、結局経費倒れにな
つたというのが第一の原因であります
が、もう一つは、大体日本の重工業界
といひますか、金属工業界に非常に仕
事が足りないものであります。これは先
ほどお聞きから申されたように、終
戦前日本の兵器工業界は非常に膨大に
なつて来て、非常にたくさん設備を
持つておつた、また技術も温存してお
つた。それにもかかわらず、平和産業
に転向するとしても、そう全面的に転
向するわけにいきませんので、結局設
備をたくさん遊ばし、労働者をうんと
減らして、それでどうかこうか食いつ
ないで行くという状態でありまして、
現在でも仕事に非常に足りない。こ
ういふふうなことから、私がある契約を
結んで、一時独占的な形になつたのに
對して、非常な干渉が入りまして、日
本の業界からむしろ打倒三善というく
らいの運動が起しまして、非常な安い値
段を入れた。私どもの入れた値段
というのは、材料費が幾らかかると
か、加工に何分間かかるとかいうこと
で、一分間当りの加工の単価というも
のをきめてありますが、それをかけ合
せてやるといふように、きわめてまじ
めなものをつくるために、実際には非
常にまじめな値段であつたのでありま
す。それが横合いから、これは三分の
一でできる、四分の一でできるという
ようなことで、しやにむに食い込まれ
る、そういうことから私どもは非常
な苦境に立ちまして、ある程度そ

うものでもまんしななければならぬとい
うようなことも起りまして、それによ
る赤字も相当累加されたのでありま
す。これから考えると、日本の重工業
界が非常に仕事に足りないもので、こ
れを何とか埋めなければならぬ、そこ
でもしそういう仕事があるとなれば、そ
の仕事をしてできるだけ受入れて、仕事
の足りないのを補つて行かなければなら
ぬ。しかもそれで外貨をかきこむこと
ができると思ふれば非常にけっこうなこ
とである。それからもう一つは、日本の
技術が非常に立ち遅れていて、これを
急速に回復するというためには、これ
は進んでやつて行かなければならぬ。
大体武器類といふものは、規格とい
うか、精度といふか、そういうものの最
尖端を行くものであります。これが
うまくこなせるようになって、それに
右へならしてあらゆる製品ができ
るとすれば、日本のすべての製品が世
界的な技術水準に到達するわけであ
ります。この点は技術の水準を上げるた
めに非常に大事なことでありま。そ
ういふ意味からも、何とか受入れて行
かなければならぬと思ふのであります
が、一面現在仕事に非常に足りないの
で、めちやくちやに各業者が競争して
いる。中には技術も何もないところが
引受ける。実は私は昨年から日米合同
委員会の契約調停委員に選ばれて出
ているのであります。すでに昨年二十
数件これを解決したのでありますが、
こういうものを見ましても、実にひど
いものがあるのであります。何も受入れ
能力のないものが安い値段で切り込
んで、そして銀行から金融を得てどん
どん下請は一文のお金ももらえないで非常

に困つて、その下請が訴えて出ている

というやうな例も多々あるのであります。こ

と、やはり過去の経歴において十分に受

入れ能力のあるところ、すなわち設備も

持つており、また技術も温存して

いるというやうなところを選んで、そ

れにやらせるやうな方法を講じなければ

いかぬのじやないか。そうすると、

そういう設備の改善もやらなければなら

りませんけれども、過去において相当

りつばな設備を持つておれば、それに

幾分の改善を加えることは大した費用

もかからない。それをたぐさんの業者

があるものに集中して、その受入れ態

勢をして、設備をつくる。たとえばこ

ここに小銃弾がある、これには特殊の

設備がいるが、その特殊の設備を十軒

も二十軒もやる、そしてその設備は

どうしても輸入機械によつてやらなけ

ればならぬが、その輸入機械の申請が

みなから出て来る、そういうことにな

つて来ると、一体どこへどうしてやつ

たらいいかというところで非常に困るの

であります。それに対しては適当な制

限というか、許可制といひますか、や

はりそれに最も適当な、最も経済的に

できるやうなところ、そういう能力を

持つたところにそれをやらすやうな形

にすると、この意味合から、この製造

法案というものは大体そういうところ

をねらつてできたものと思ひます。で、

自分の苦い経験から考えまして、こ

れも私もそのやうな希望を全部全

くするといふものじやありませんが、

少くとも現段階においてはそれくらい

の程度のものであつてほしい、こ

ういふやうに思ひますので、皆さんの

絶大な御協力をお願いしたいと思ひま

す。

○大西委員長 次に、神戸製鋼所常務

取締役の安並正道君。

○安並参考人 私はたゞいま御紹介を

いただきまして神戸製鋼所常務取締役

の安並でございます。

私も神戸製鋼所は、現在米軍から

武器の一部を注文を受けて製造して

たしてある会社の一つであります。今

度の法案につきまして、結論から先に

申し上げますと、私もこの法案の

成立を非常に希望いたしております。

私が知つておる範囲では、私どもの同

業者はみな希望いたしております。な

ぜ希望するかとにかく一つにつきま

して、私は最近ありました実際の例を

一つあげまして、皆さんの御参考にい

たいと存じます。

週日アメリカの大使館から私どもの

工場に視察に見えました。そのときこ

ういふ話がありました。お前の会社は

そういう話ではないけれども、どうも

日本には実にけしからぬ会社が多く

ある。それは社長が横濱のJPAや

オードナンスに出て来て約束したこと

を工場に視察に行つてみるとさつぱり

やつておらぬ、あるいはまたやつてお

つても違つたことをやつておる、そ

ういふ会社が多々ある、実にけし

からぬ話だ、と云つておられた。そ

ういふ話が多々ある、実にけしから

ぬ話だ、と云つておられた。その

とき、私はたゞいま御紹介を

いただきまして神戸製鋼所常務

取締役の安並正道君。

○安並参考人 私はたゞいま御紹介を

いただきまして神戸製鋼所常務

取締役の安並正道君。

○安並参考人 私はたゞいま御紹介を

いただきまして神戸製鋼所常務

取締役の安並正道君。

○安並参考人 私はたゞいま御紹介を

るのであります。これを余力ありというが、それはわたしの余力であります。それを過信いたしまして、そして簡単にわれも／＼と手をあげる。これが大きな破綻のもとになるのであります。こういう法案でしつかりとその業態を見きわめて、そして許可して行くということは、絶対に必要であると思ひます。

○大西委員長 次は村田発条株式会社村田利十郎君。

○村田参事人 私がたゞいま紹介にあずかりました村田発条株式会社の村田でございます。本日通商産業委員会におきまして、武器等製造法案に関する参考陳述の機会を与えていただきまして、心から御礼申し上げます。

私の会社で現在製造いたしておりますものは、パネでございます。いわゆる船舶、鉄山機械、自動車その他あらゆる諸機械用のスプリングをつくっております。本日おいでになられております参考人の方々は、皆様大企業の代表でありますので、私は中小企業の代表と申します。私ははなだ情でございしますが、下請メーカーの立場から意見を申したいと思ひます。御了承願ひたいと思ひます。

武器等製造法案の具体的内容につきましては、あまり詳しく知らないのをごさいます。第一に武器製造の許可についてであります。本法案の第三条及び第四条の規定につきましては、技術的にもまたその他の点におきまして、できるだけつばな事業会社、これは企業が大きい小さいということにかかわらず、真に武器製造に熱意のある事業会社に許可をすることを

極力要望いたす次第でございます。従つて次にあります第五条の許可の基準につきましましては、いわゆる総合的な、重要な基準のもとに事業会社を許可されるよう、政府に特に要望いたします。それであります。むやみに事業会社が濫立しまして、せっかくの優秀な企業が共倒れになるというふうなことになる。国家的に見ましても大きな損失となります。政府の方と申します。通産省の明快なる判断をお願いいたす次第でございます。いわゆる武器と申しますと、その目的はやもいたしますと、人を殺すものとする面もございしますが、必ずしもそうでない面もあると思ひます。また武器の製造は、先ほども申されましたが、これによつて外貨を獲得する事業でありますから、一概に無視できない面もあると思ひます。ですから、十分なる国家の助成と申しますか、厳重な監督とともに、積極的な指導及び育成を特にお願ひ申し上げたいと思ひます。

次に本法案第十六条の契約の規定について申し上げますが、政府におきましては、契約の届出のありました場合、親請会社の実情のみを検討されることなく、われ／＼下請会社と親請会社との関係につきましても、十分関心をお寄せ願ひます。特にお願いいたします。われ／＼下請会社は、ある意味におきましては、きわめて弱い業者であります。全然無視して、親請会社も製品をつくることはできないと思ひます。中小企業の活用と援護につきまして、特別の考慮をお願いいたします。われ／＼下請業者は本法案の直接の適用を受けな

いと思ひますが、間接的に大いに関係はあると思ひます。

最後に、本法案には武器製造に對しまして、資金面の援助ないしは助成措置が何ら規定されておられません。私は私たちの事業も国家のためにきわめて大事な事業であると確信いたしております。ゆゑ、強力なる国家的御援助を特にお願ひいたすものでございします。特に外国からの注文に對しましては、政府の方におかれましても、その実態を十分把握していただきまして、同時に資金的な面、あるいは税制の面におきまして、武器製造品もつばな輸出品でありますから、輸出産業並のある恩典を与えていただきたいと思ひます。

とりとめのないことを申し上げますが、どうかわれ／＼中小企業、下請業者の立場を十分お認めくださいまして、われわれが希望と誇りを持つてつづきに働けるよう、皆様方の特別の御高配を要望いたしまして、私の公述を終りたいと思ひます。御清聴を感謝いたします。

○永井委員 ちよつと希望があるのでありますが、実は本日お忙しいところ、参考人の方々に御足労を煩わしたゆえんのもは、武器等製造法が必要であるかないか、個人的な御意見を参考として承るのではなくして、現在のJPAと契約の内容、実態、それから産業系列の問題、あるいは輸出産業として成立し得るかどうかという事柄や、出血の原因がこちらのほうにあるのか、あるいは出血の原因がどこに所在しておるか、こういう問題を、具体的に扱つておられる方々の実情を率直に承りたいというのが、御足労を煩わした

理由であつたとわれ／＼は思ふのであります。ただいまのところ、承つておきますと、単にこの法案が必要であるかどうかという御意見だけなんで、これはせつかくの時間に残念であります。それから、その点はひとつつきりと具体的な内容について、われ／＼に参考意見を述べていただくことができれば幸いです。

○大西委員長 次は、日本製鋼所赤羽工場労働組合の前田信義君。

○前田参事人 私は日本製鋼所赤羽工場労働組合の前田でございます。この委員会に参りまして、武器等製造法案云々ということになりますと、われわれ労働者の立場からいいますと、頭からわれ／＼は再軍備反対でございます。と言つてしまへばそれで話は終りでございします。そこで今御質問の委員の中から出ておりますが、私たちは現在日本製鋼所赤羽作業所におきまして大砲、戦車、その他いろいろ兵器の修理作業をやつておるわけでございします。これはどういふ形でやつておるか申しますと、つまりJPAと業者との間における契約によつてやるわけでございします。この契約そのものが非常に一方的な契約であるというところで、このことについてはわれ／＼労働者はかりでなく、業者も同じであらうと思ふのであります。従来から反対して参つたわけでございします。なぜこれが反対であるかといひますと、つまり現在におきましては明らかに日本も独立国であるにかかわらず、一方的な契約が押しつけられるというところであります。この契約におきまして、たとえば内容的にいへば人事条項その他、われ／＼ばかりでなく業者にとつてもあまり芳ばしからぬよ

うな条項が種々うたつてあるわけでございします。こういうたつたこと自体を、われわれといふ業者といふと、不利であるにかかわらず、こういうたつた状態において受けなければならぬというところは、要するに正常な意味の契約がなされてないわけでございします。このことにつきましてはわれわれは従来から政府が一括して受注し、そしてそれを業者が受けるというふうな形にすべきであるというのをしばしば／＼唱えて来たわけでございします。そういうたつたが、ただいまだに一番安いいところ、にその契約を請負せよという形になります。そのために、そこにダンピング契約という形のものが出て来るわけでございします。ダンピング契約というところがなされますと、当然われ／＼働く者にとりましても低賃金という形が押しつけられるわけでございします。これはわれ／＼にとつてどういたしたを得られないところでございします。そのためこの契約は政府が受注して業者に請負せよ、この入札という形は当然起ると思ひますが、しかしながら入札という場合におきましては、当然業者も選択し、安全なる企業にまかせられるという形が起るわけでございします。

現在の場合におきましますと、結局軍の意向に沿ふないとはかの業者にとられるというふうになり、この業者自体が非常に不安定な位置に置かれていいることは事実でございます。業者が不安定であれば、われ／＼働く労働者が不安定であるというところは疑いのない事実であります。実際に米軍がその企業の内容というものをよく知つておればよろしいのでございします。その点が

の方はあまり出血もなくて、どうもそれを下請なり関連産業に押しつけておるんじゃないかということが世上間々言われておるわけでありませう。そこであなたは実際その衝に当られて、こういつた問題であなた自身は責任をとられておるのでありますが、関連産業あるいは下請産業に對してどういう処置をとられたか伺いたい。

○三番参考人 下請業者というのはいわゆる中小業者であります、これは相當たくさん、百軒ばかり使いましたけれども、それを二つに分類することによって、一つは専門メーカー、今、村田発条さんが出した、あるいは東京製作所というのはこれはみんな専門メーカーであります。これはある特定の部品を責任を負つてつくる、たとえばスプリングをつくりあるいは砲彈の信管なら信管をつくる専門メーカーであります。そういう専門メーカーの下請工場と、もう一つはほんとうの加工、これは旋盤加工だけやるとか、あるいはダイスの加工だけやるとか、プレス加工だけやるとか、材料を全部支給して加工だけやる工場とがあります。こういう二つの種類にわかれております。専門メーカーは自分でそういうものをつくつておられるのであるから、これにわれ／＼の方をお願いするわけでありませう。規格も非常に高いのでいろ／＼苦心されると思いますが、私は下請に對して最初お願いするときに、どういう値段でどういうふうになすかということが詳しく計算して出ているから、その通りやらすということ、それから前金を相当に出したのであります。そういう意味から下請業者の仕事に損失——もちろ

ん技術的に非常にむずかしくて、うまく行くと思つたがうまく行かないというふうなものも少し専門メーカーさんにあつたようでありまして、加工メーカーの方は、私どもがこういうふうにしてくれというふうに指令をして、その通りに道具も全部与えてやるのでありますからそういう困難はなかつたようであります。現在下請から、前金その他でやつたので、回収のできないのがありますけれども、品物を損をされたというふうなことはないように私ども聞いております。まあ私の親会社の方でかぶつたわけでありまして、先ほども申し上げたように、私どもがかぶつたのは、年間少くとも二千万ドルというふうな非常に大きな掛け声であつたのでそれに応ずるつもりであつたが、三百五十万ドルしか出なかつたという誤算からであります。もう一つは、アメリカさんはみそも一緒にするようになつたので、安い値段がどん／＼出て、それに非常に牽制されて値段を無理やり切下げられたというふうな、最初のスタートのときは正常な姿で行つたのが、むちやくちやに切下げられて赤字を出すようになったというふうな二つの原因があります。われわれは、下請さんに対してはできるだけ御迷惑をかけぬような形で進んで来たわけでありまして、

○小平(久)委員 日立さんの場合は下請の方に迷惑をかけなかつたということでありまして、この法案との関連において考えて、この法案が成立しますと、元請の關係では無用の競争が排除されるという道が確かに開けると思ふのであります。それとつながる中小企業者、これに至りましては、依然として自由なる、また無用の競争が残るわけでありまして、そこで武器生産業者として許可になる会社と、これとの関連産業ないしは下請産業との系列化というか、こういうものを進めたいことには、元請だけは今言通り、今度はやや安泰のところにも参入するところでありまして、その下の最も弱いところは依然として無用の競争をしいられることになると思ひます。そういう点につきましては、三善さんの長い御体験等からいたしまして、この法案との関連において中小企業者の立場を考えると、どの点をどうしたらよいとか、あるいは修正とまではいかぬでも、運用上どうしたらこの点を排除できるか、こういう点についての御意見を承りたい。

○三善参考人 私は、専門メーカーさんに対してはある程度の規格づけが必要ではないかと思ひます。専門メーカーというものは、大きな会社につながりを持つており、どれほどこへお願いするといふような形になつておるの、私も日立製作所のつながりから考えまして、スプリングならスプリングの特定のメーカーさんと呼んでそこで見積りをさせるといふような行き方で進んで来たわけでありまして、そういう意味から、専門メーカーについてはやはり法案が及ぶような形に持つて行つていただく方がよいのではないかと。ほんとうの加工メーカーになりまして、われ／＼の方で加工をするのをお手伝いしていただくのであるから、われわれの加工の費用はきまつておりますので、このきまつた加工の費用でやつていただくということが本筋なのではないか。加工メーカーというのは、

あたかも一つの身内のような形で大工場につながつて行けるのが大抵の現状だと思ひます。だからそれはそういう形で助長して行く方がよいのではないかと考えております。

○小平(久)委員 最後に私は田中さんにお伺ひいたします。田中さんは先ほど御発言の通り中企業の代表者のような立場におありになるようですが、先ほど申しましたが、従来出血受注といふことが非常に叫ばれたときにおいて、親工場は案外出血はしてない、中あるいは小に非常に出血が転嫁されている、こういう見方が非常にあるわけでありまして、あなたにそういう御体験があるかどうか。

またただいま三善さんにお尋ねしましたが、本法案との關係において、あなたのお立場から何か御希望があらませんか。

時間がありませんから、私は最後に前田さんにちよつと伺ひますが前田さんは御発言の冒頭で、再軍備反対だ、そう言つてしまへばそれでよい、というお話をされましたが、一歩お譲り願つて、武器製造を現実にするという前提の上に立つて、こういう法案があつた方の立場からして必要であると思ふかどうか。またこの法案の内容を妥協とお考えになつたかどうか、その点だけをお聞かせ願ひたい。

○田中参考人 元請が出血であるやいなやといふことは重大な關係がありまして、私に關する限りは、今砲彈關係をやつておりますが、元請が火薬をどのくらいで買つておるか、よその方はどういふふうによつておるかといふようなことは、われ／＼にはわかりません。しかし出血々々といつております

が、率直に言つて、元請は米軍との間の契約に割の余裕を持つておりまして、そうしてこれを元請は何としてもらおう、こういうのではないかと思ふのです。それで出血々々という声を早くから放送して、何とかしてふんだくろうと考へているのではないかと思ひます。ただ最近破綻を來した元請のたまななからは、確かに目方から考へて安かつたように私は思ひます。だからあつたことがありますが、いかにわれ／＼がもがいても何してもしようがない。われ／＼の力ではどうにもならない。われ／＼が安心をしてやるためには、われ／＼のところにまでこれが及ぶかどうか——多分及んで来るだろうと思ひますが、元請がしつかりしておつてもらはないと、はなはだ困るのであります。われ／＼はアメリカさんと話をするのであるが、元請とは言葉がよく通じます。それで言いたいことも言ひ、また事実、損したから値上げをしてくれといふことも言へると思ひます。現在私は小松製作所の信管の下請をやつておりますが、下請五社のうち、一社はやりそこないました。私の目から見れば、設備はあつたけれども、技術的な欠如であつたと考へております。幸ひ私のところでははつきりペイしております。ただ最初の米軍規格によつてつくるといふことが、こんなやまかましいものではないと思つていたところに、少し思い違ひがありました。そのために、もうけるつもりのもので、もうけそこなつたといふことにもなつております。しかし治具、工具、ゲージといふものに非常にたくさん金が入るので、どこかの系列に入つておつて、同じ信管の仕事が引續いて来るということになれば、最初の注文だけで全部これを償却する必要はないのであります。これが有効に次の注文にも使つて行けるということであれば、はつきりとペイしておるといふことも申し上げられると思ひます。ですからどうしても系列に同じ種類の商品が続いて渡せるということが必要でございます。

○前田参考人 そこをまげてというふうなことで御質問を受けたのでございまして、武器等製造法案ということになりますと、何かしら大企業のみ優位するといふ考へ方から行きてまして、われわれ中小企業という面を考へてみますのに、当然われ／＼としては反対であるといふことであります。

○小平(久)委員 ない方がよいということですね。

○前田参考人 そうでございます。

○大西委員長 次に山手渡男君。

○山手委員 私は三善さん、安並さん、いわゆる元請会社の關係の方からまず伺つてみたいと思ひます。

先ほどいろいろ／＼お話があつたのでありますが、向うとの契約、JPAとの關係等いろいろ問題があるようでありまして、従来ずっと兵器の製造契約をして参られました今までの経験にかんがみて、こういう点で非常に困つた、こういうふうな改善してくればまだうんとやりやすくなるというふうな、契約をし、あるいは契約に基いて仕事をやつておいてなる上での御不便なり苦情といふものがあれば、まず承つておきたいと思ひます。

○三善参考人 今の御質問は非常に私は歓迎しているわけなのですが先ほどどなたからも言われたような形で、

います。ですから今契約は単価何ぼと契約いたしておりますけれども、数量の二五%納入いたしましたときに、すなわち私どもから言いますと、来年の三月になりますが、原価計算をいたしまして、もし損をしておれば一割の限度で値段を修正してください。もしもどうかつておれば下げるぞということになつておりますので、その利益をもらえぬものとは限つておりません。ただだ適正利潤はぜひもらおうと思つております。

きておりません。しかしこの武器製造のごときは、当然必要でもあります。自然にできて行くと思っております。まだはつきりできておりませんか。従つてわれ／＼下請業者も元請業
者に対して競争がございます。また新
しい業者が出て来たり——今私のやつ
ている小松の仕事で言いますと、五軒の
信管会社がお互いにせり合つて、小松
がとつた注文を一つでもよいとらう
とする。しかし大よその値段は元請で
きめております。それであとは生産力
と技術、よそよりも早く納める、こう
いうことで競争をしておりまして、値

段でたまたま合つておるといふことはただいまのところございません。それからわれ／＼が下請に對しましては、単価はそれ／＼修正をしております。安過ぎたと思うものは値を上げるし、またなれて来て能率が上つて来たものは、それじやこまで下げてくれ、そ

れから、われ／＼が元請からもらつた
値段が今度二割下げられたから、君ら
もひとつこれに協力して下げてくれ
——これはすべて話合ひでやつておる
のでございます。われ／＼が下請を使

いますときには、ほとんど話し合えばかりでありまして、下請を競争として値をたたくという事はやつておりません。

○村田参考人 私たちの工場はペネをやっておりますから、専門メーカーでありまして、たま／＼出血受注のお話で下請業者がいじめられるかというお問ひのようでございますけれども、そういうことも若干、今まで確かにございまして、これは親会社がいじめるといふことではなく、あまりにも業者が濫立しておるために、出血してまでも仕事をとつて行つてしまふというやり方がたま／＼起きておりました、そういう事態が長く続くと、確かに下請業者は倒産のうき目にあうと思ひます。もちろん普通民需生産の場合は、自由競争によつてわれ／＼は向上し、合理化して行かなければなりませんからけつこうと思ひますけれども、兵器生産というような国家的な事業になりましたら、国で工場の水準をきめて、それをA級、B級というような階級にわけて、厳重に検査して、工場を推薦して、その工場に兵器をつくらせるといふような、何らかの措置を与えていただかない以上、いいものが安くできないという事になると思ひます。

○山手委員 神戸製鋼の安並さんにもう一ぺん伺つておきますが、向うの関係では原価計算に繰入れるものであります、日本の今の金利は、向うから考えると非常に高いものであるし、それから運搬資金を相当設備資金に無理をしてつぎ込んでおられる。そういう関係で金利や何かも相当にかさんでおる。アメリカとは事情の違つたことがあつて、マージンの点や何かについて

も相当見方がかわつておるのでありますが、そういうものについて、現在向うはどの程度めんどうを見ておられるのか。原価計算の要素の見方について、現在どういふふうに行われつつあるか、その点参考には一点伺つておきたいと思ひます。

それから村田さんにお伺ひしたいのですが、この法案を通しますと、下請は別として、直接発注を受ける方の親請負の方は、この法案で規制をされて非常に安定をして来ますが、その下の段階は、この法案が通つても、同じように下請負として、中小企業者として、出血受注の競争をなお継続をして行くことになるという結論になると思ひます。ありますが、その点についてはどうであるか、もう一ぺん御答弁をお願いいたします。

○安並参考人 ただいまの原価計算の問題につきましては、実はまだ私も来年の三月か四月にならないと、具体的にそういう問題にぶつからないものですが、目下アメリカのやり方の研究をやつておられますと、それから日常のことについては、細大漏らさず全部記録をとつて整理をいたしておられます。それで今のところまだはつきり申し上げる段階に至つておりませんが、とにかく仰せの通りに金利はこちらは非常に高い。アメリカは安い。従ひまして、この金利を経費として見てもらうという点に、相当困難があることをわれ／＼覚悟いたしておられます。それでその点は、向うの慣習上経費としてやれなければ、適正利潤の方で見てもらうように努力をしなければならぬと思つております。現在のところそういう段階でございます。

○村田参考人 われ／＼はどこまでも出血受注ということば、今後続いて行くのではないかと心配しております。ですからこの法案が通過しました場合、中小企業のいゝゆる国家的水準といふものをきめ、またそれに携わる事業に対しては、ある程度の減税または資金的な援助、融資、そういうものがない限り、今後なか／＼うまく行かないと思ひます。

○山手委員 最後に私はもう一つ前田さんに承りたいと思ひます。先ほどの小平委員の質問に対して、この法案自体には反対であるがというふうな漠然としたお話でありましたが、あなたの方の会社は相当大きな会社であるし、この法案が通つて、現在の作業自体が一応安定をして行くという事は、労働組合の幹部としても歓迎をされるという事にはならないかどうか。むしろこういうものがなくて、大いにどんなやつて行く方がよいというお考えであるか。さつきの不明確でありましたから承つておきたいと思ひます。

○前田参考人 私たちは現在兵器の修理作業をやつて、それが生活のかてになつておることは事実でございます。しかし私たちが、私たち労働者のすべてがそうであるように、あくまでも平和産業という事を常に念願しておるのでございます。そういう大局的な面から見まして、私たちはこれに反対するということでありまして、

て、アメリカから日米安全保障条約あるいは行政協定あるいはMSAというふうなもので、一方的に押しつけられて、出血受注の形によつて奴隸的な賃金で働かされる結果になるのか。その問題の明確にしないが、この問題の批判をして行きたい、こう考へておるわけでありまして、もしそういう形で出血受注が押しつけられておるとするならば、国内に対して日本政府は完全な独立をしたように見せかけておるけれども、実質はアメリカからいへば、押えつけられて、にっちもさっちも行かないのだ。そういう日本の政府が動けない立場を、民族的な立場に立つて議会がこれを取り上げて、正常な契約と正常な商取引ができるような、そういう平等の条件を確立することがわれ／＼の任務である、かような立場に立つてわれ／＼はお尋ねをいたしたのであります。それから、歯を衣を着せないで率直にいろいろなことの実を明確にしていただきたいとお願ひをする次第であります。

とをひとつ簡単でよろしいですから、各皆さんから一言ずつこの実情をお伺ひしたい、かように思ひます。

○菅参考人 私は自分で事業をやつておるわけではございませんけれども、今までのそれに関連しておるところから想像しておるのですが、大体あまり出血はいんじやないか、こう思つております。

ただそのうちで、特に会社の名前をあげたりするのはあれでございまして、私がかりに事業を自分でやるとしたならば、大阪機工が受けられた迫撃砲とか、佐世保船舶が受けられた擲弾筒とかいうものは、あるいは出血じやないか、こういうふうな想像しております。

○三善参考人 私から申し上げます。私が実は特需出血の親玉でございます。はつきり申し上げます。それで社長やめた。その理由は先ほど申し上げた通りであります。要するに彼らの誤算であつた。これに対処して膨大な設備をしたということが、要するに経費倒れになつたということが大きな原因であります。もう一つは、ちやうどこれは二年前でありますから、非常に業界に仕事は足りなくて、何とか食い込みたいといふことから非常に安い値段でやつて、それに牽制されたといふやうなことがあげられます。現在のいわゆる特需で私どもがやつたのは、自動車なり戦車なり、いろ／＼な修理を各工場ではほとんどおやりになつて、種々雑多な何万種類というものをやつたわけでありまして、現在大量に出ております砲弾とか迫撃砲というものは、これは材料費から製造費からあるいは機械

加工費から、あらゆるごまかいものを原価計算いたしました。その原価計算の内容によつて、いわゆるネゴシエーションを、折衝をいたしてきめるのでありまして、その極端な形にはなつていないわけでありまして、ただその中に幾分のかげんというか、どうしてもるために幾分のかげんをする傾向は、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

○安並参考人 私はJPAにおきまして、昨年から急に数を忘れたほどたびたび入札をいたしました。それで受注落札をして契約が成功いたしましたのは現在までたつた一種類であります。そのほかは全部私どもの値段と比べて、ほかが非常に安いものですから、とうていわれ／＼は近寄ることでもできなかつたのであります。幸いに私どもが落札できたものは、そうむやな値段段じやなくて、私どもから見れば合理的な値段段でありましたので非常に幸ひいたしました。しかしこの数多い中にはそういう出血受注であるものが多々あると思ひます。それをJPAが押しつけたかという別にそうじやなくて、結局業者がお互いに競争をして値段をせり下げてしまつたというところとでそうなつていわけでありまして、実情はそんなうなことであります。

○前田参考人 私一人がちよつと立場が違つてございまして、私といたしましてはうちの立場において申し上げてみたいと思ひます。日本製鋼といたしましては、このJPAと契約するわけでございますが、この契約には法定利

潤というものが明確に認められておるわけでありまして、法定利潤というものが八%、ちやんと押えられております。契約の種類はタイム・アンド・マテリアル方式といひまして、法定利潤が八%なら八%あと間接労務費であるとか直接労務費が幾らというふうになります。つまり一応法定利潤というものの八%は認められておるわけでありまして、ですから実質的におきましては業者としては何ら出血がないわけでありまして、ただその契約単価のいかんによつて出血受注という形が下の方に来る、こういうこととであります。

○永井委員 三善さんにお尋ねいたします。三善さんがいろいろ雑誌等にお書きになりました記事は拝見させていただきます。非常に非常におもしろく、参考になる点が非常にあります。三善さんの体験を通して、お答えを願ひたいのです。

向うの厚価計算の中には金利は認めない、旅費も認めない、交際費も認めない、こういうことになつておるといふのであります。その通りでありますか。

それから労働賃金の単価は大体一時間二十セントといううなことであります。それが、労働賃金の単価はどのようになりか、それになつていわけであるか。

それは口で約束したり、あるいは書類を交換してもサインをしないものは、一切これは正式のものとは認めない、こういうことで、書類を交換したからそれで確かだと思つたら、これはサインがないからだめだ、こういううなことで、それ／＼のセクション、セクション

ンで話が全然最初と違つて行く、こういううな事情があるかどうか。それから入札等におきまして、第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

それからJPAに勤務しておる者が退職しますと、こちらで事務所を持ち、業者になつて、そしてその契約の入札なり、そういう仕事の中心に入つてプロカーをやつて、頭をはねるといふうなことがもうあたりまえのようになつておるといふうなことであります。それがほとんど向うの慣習のようになつておるといふことであります。そういううなプロカーとして頭をはねるものが、契約高に對して大体どのくらい頭をはねておるか、そういう事実をひとつこの際明確にしたいと思ふのであります。

○三善参考人 これは先ほど安並さんが言われたように、私もいわけの経理監査というものを受けております。それで三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

それで三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

それで三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

それで三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

ますが、金利と交際費といううな問題になりますとこれはもちろん不当な交際費なんか認めるのはとんでもないのでありますけれども、それが向うの原則になつておるといふが、しかしいろいろ向うと折衝している間に、こういう費用はこういう費用の中に入れたらどうかといううな話合ひもできておる。そしてある程度歩み寄つてもらつておるのであります。それで、利子の金額を認めるというわけにはなかなか行かぬけれども、まあある程度はこういう費用の中に入れて処理したらどうかといううな形で、それに順応するうな形でやつておるわけでありまして、それにしても原則的に利子を認めないといううな形については、これは向うの、いわゆるアーミイ・レギュレーション、調停規約がありますので、ちよつと日本では困る問題だと思ひます。事実上はある程度のコンヴェンションはやつておるわけでありまして、それから交際費の問題は私どもも大した交際費を使つておりませんから、あまり痛痒を感じておりません。

それから労働者の賃金の問題ですが、これは各職種によりまして、こまかく数十種類にわかれておまして、その現在の私どもの会社で実施しておりますのは、平均一時間当りの賃金をやつておるもので、平均しますとこれを契約をやつた当初は二十一セントちよつとになつたと思ひますが、二十セントになつたと思ひますが、もう少し高いのは三十セントくらいのもあり、安いのはほとんど十セントのうな人があるのは十七、八セントのうな人もありますから、それ／＼段階がついております。この問題は私ども何

も異論はありません。それからあれが一時間四十八セントという経費込みでアワリー・レートという形になつたのであります。この四十八セントは私どもは絶対に拒否したものでありますけれども、これについては時間をその割合で水増しするということで了解を得て、そのようにしてやつて来ておつたのであります。ただその後のいわゆる同じものを公開入札に出す。たとえば私どもが四ドルでやつておつたものを公開入札に出されて、これが二ドル五十セントの入札が出たとすると、これを無理やり引下げようとする。私どもはとてどもそれは下らぬ。しかし最初は四ドルでと／＼だつたが、だんだん来て来て最近では三ドル五十セントくらいまで行くようになったというので、三ドル五十セントくらいまでわれわれが下げてやる。そうするとこれはいかぬ、三ドルにしるといううなことを大分要請されたことはございまして、これは業界のほかのメーカーからそういうものが出て、結局私どもは、今までもずつと一年ばかり、最初割合に文句なしにやつておつたのが途中からわれ／＼のやつたものを公開入札に出された。最初は公開入札に出されなかつた、これは図面もなければ何もな

い。われ／＼は全部見本から判断して図面をつくる。それで、規格をつくつて向うの承認を経てつくつたその図面が、向うの手に渡りますと、向うはわれわれのつくつたスペキュレーションによつて公開入札をすることができるといふうな作戦にひつかかつて、公開入札になつたといううなことであります。われ／＼は非常に最後が悪かつたのであります。

も異論はありません。それからあれが一時間四十八セントという経費込みでアワリー・レートという形になつたのであります。この四十八セントは私どもは絶対に拒否したものでありますけれども、これについては時間をその割合で水増しするということで了解を得て、そのようにしてやつて来ておつたのであります。ただその後のいわゆる同じものを公開入札に出す。たとえば私どもが四ドルでやつておつたものを公開入札に出されて、これが二ドル五十セントの入札が出たとすると、これを無理やり引下げようとする。私どもはとてどもそれは下らぬ。しかし最初

も異論はありません。それからあれが一時間四十八セントという経費込みでアワリー・レートという形になつたのであります。この四十八セントは私どもは絶対に拒否したものでありますけれども、これについては時間をその割合で水増しするということで了解を得て、そのようにしてやつて来ておつたのであります。ただその後のいわゆる同じものを公開入札に出す。たとえば私どもが四ドルでやつておつたものを公開入札に出されて、これが二ドル五十セントの入札が出たとすると、これを無理やり引下げようとする。私どもはとてどもそれは下らぬ。しかし最初

それからブローカーの点ですが、JPAに勤めていた人がやめて私どもの仕事に關係したという例もありませんし、私もそういうことを不敏にして知りませんが、最初米軍の発注が出たときに、たとえば三菱商事とか、三井物産とかいう、あるいは大きな外国貿易をやっていた商社が非常にこまかくわかれまして、たくさんのお金ができておられて、外国の各支店長なんかをやつておられて語学の非常に達者な方が最初に向うと交渉して、いろいろと仕事をとりたれて、小さな工場なんか利用してやられたという事実はいくらもあつたわけでございます。しかし向うに勤めておつた人がブローカーをやられたということは、私よく存じておりません。その点御了承願いたいと思ひます。

○永井委員 前田さんにお尋ねいたしますが、前田さんの關係を通して、職場の中で日本国内に適用されている労働者の権利というものが保持されているかどうか。賃金その他において一般の国内の技術者、技術者を修得している者の基準において高くなっているか、安くなっているか。

それから工場にはアメリカの監督官がそれ／＼来て何かすると思ひますが、そういうような形を通して日本の産業としての自立態勢を職場においてこのような状態で確立して行けるかどうか、こういうような点について職場における日本人として、労働者としての基本的権利、日本人としての基本的立場が保持される状況にあるかどうか、こういう事柄についてひとつ御所見を承りたいと思ひます。

○前田参考人 大体日本製鋼におきま

しては、七月一日から契約が更改されるわけであります。この契約が更改されるたびに、事実上契約単価というものも引上げられております。不時の際の物価変動その他の場合におきましては契約の10%以内で契約単価が引上げられることはあるのではありませんが、大体契約更改時期に単価が引上げられるわけでございます。つまり私たちの賃金につきましても、この七月の契約更改期をねらうという形で賃金値上げという形を打出すわけでございます。ほかの場合におきましては、実際には賃金値上げができません。すなわちその賃金は現在どうかといひますと、たとえば一番わかりやすい話が、私たちの立場と、それから全野留軍、私たちと同じような作業をしておりませんが、LSO労働者との賃金の開きは、私たち最近賃金値上げを獲得したわけでございますが、現在においてもなお同一職種におきまして駐留軍労働者といふ、特需労働者との間の賃金の開きが約二千元くらい開いております。これがまったく同じ作業をし、同じ労働をしておつてこういうふうな状態でございます。私のところは現在六千人おりますが、あの赤羽の基地の中におきましては、LSOの労働者が約四千人ばかり働いております。同じ基地の中で、一方はLSOである一方はわれ／＼日本の業者に雇用されるものであるというところで同じ基地の中に働いておりながら、同じ作業をしておりながら、そういうふうな賃金の開きがあるということでございます。

またこの内部においてどうかという面になりますと、たとえば現在あまり食堂の設備がない。それから便所等も少いというふうな、いろいろ厚生設備その他の面で常に会社にいろいろ要求するわけでございます。しかしこの基地の中の造作その他につきましては、会社だけの立場ではできないわけでございます。これはすべて軍の許可がなければできない。極端な話が棒一本打立てるにも軍の許可がなければできない。六千人おりまして工場が約四十、五十あるわけでございますが、そのうち食堂の設備があるのが約一割くらいしかなく現状でございます。ほとんどがどろにまみれた戦車の上であるとか、あるいは車の上で飯を食うとか、表で飯を食うというのが実情でございます。それとともにあの中は私たちが通称たんぼと言つておるくらいに非常に道が悪いのであります。極端なところになりますと、雨なんか降りますと一尺以上もぬかる、日本製鋼に勤めるのには長靴がなければ就職ができません。それが一つの条件になるほど道が悪い。まったく設備が不完全であります。それからまた百メートルも二百メートルも行かなければ便所がない。便所がたつた一箇所しかないというふうな状態でありまして、そういう状態であるから、むろん私たちが労働者としての権利でありますところの、たとえば組合活動でありますとか、集会でありますとかいうようなことは、あの基地内においては一切許されておられません。現在私たちが闘争を通じて一応獲得しましたことは、お昼の休憩時間に、門から外へ出てから組合活動をやつてもよろしいという条件を獲得しただけでございまして、実際は基地の中におきましては、一切の集会、一

切の組合活動、一切のパンフレット等の配布も禁ぜられております。私たちの権利というものは全然認められていないわけでございます。但し私たちが業者との間におきましては、その就業規則その他には、一応労働三法が認められておりますが、実際は軍の勧告、指示、命令という形でそれが一切はこなつておるといふのが実情でございます。

○永井委員 最後に菅さんにお尋ねいたしますが、先ほどのお話では施設が遊んでおる、技術が余つておる。これを活用することが必要であり、輸出産業として武器生産がきわめて国策的である、こういうお話でありました。が、アメリカの国内法には、アメリカの国内で調達できるよりも高い価格で域外調達をしてはならないというのがあるわけであります。こういうことで、もしMSA受諾によつてこの原則が適用されることになると、ただちにアメリカの価格が日本の国内法に適用される、こういう形になつて参らうと思ひます。そういう形において、出血なしにこれに對應できる条件があるのかどうか、それから武器生産というものがあるから不安定な、どこに需要があるかわからないような外国の注文を対象として、不安定な形でこれをやるということ、企業として成り立つものであるかどうか。それから経団連では防衛生産委員会において、日本の防衛のいろ／＼な具体的な生産態勢を用意しておるようであり、あるいは保安隊が現在進駐をのがれて、言葉だけのこまかしによつて実際は再軍備をやるうとしておる。その一環として武器の生産がこういう形によつてこまか

れて、既成事実としてつくり上げようとしてやつておるわけであります。が、こういう事柄についてどのようにお考えになられるか。われ／＼はやはり武器の生産をするならば、その武器の生産も堂々と国会で論議をすればよろしい。再軍備をやるならば堂々と再軍備の可否を国民に問うてやるべきである。そういうことを国会を通さずに、アメリカとの行政協定によつて、契約その他においても日本の主権性においてこういうものをやるのでなくして、アメリカから武器生産をやらされておる。その手先をつとめておるのが政府及びこれにつながる財閥その他旧軍人、こういう方々がこれにつながるおとつておるのではないかと、こういうふうにお考え。ほんとうに民族的な立場で日本の産業を立ち上らして行くんだ、そうして日本の経済の自立を通して日本の完全な独立を確保するためになければならぬのだ、こういう一つの基礎を確立しようとするならば、こういうこまかしな、あやふやな言葉の先だけのきれいでやつて行けるやうなおめでたい条件ではないのではありませんか、こういうふうに思ふのであります。が、これに対してどうお考えになるか。

○菅参考人 第一の御質問の、かりに域外買付で武器の注文が来るとして、アメリカ国内法によつて、アメリカで生産するよりは安くなければならぬという条件がある以上は、東南アジア域から兵器の注文が来てもだめではないうことには御質問に對しましては、その競争はできないと思ひます。アメリカ

カの方が日本と競争して、東南ア地域に兵器を輸出することになればさしあたりはできない問題だと思ひます。しかし私は先ほど申し上げましたのは、東南ア地域の諸民族もすべて独立したのでありますから、いづれはこれらの国々も経済が充実に来たならば、何らかの形で自分の国の自衛軍をつくるだろうと考えております。そうなりますと、おの／＼その国の金によつてどこから兵器を買うだろう、現実に今ベルギーであるとか、あるいはスイスであるとか、フランスであるとか、いろいろの国から兵器の引き合ひを申し出てくるくらいでありますから、いわんや日本がやつてなかつたならば、おそらくこれらの東南ア地域の独立諸国はその兵器をヨーロッパ諸国から買ひ付けるだろうと思ひます。そういう場合において、今たま／＼アメリカが日本に兵器を注文しようというのですから、それを活用して——活用して申すか、利用すると申すか、やつて、早く東南ア地域におけるそういう注文があつた場合に応じられるような、つまりアメリカにも競争をして、安くいいものをつくれるような過渡的な一つの手段として兵器を大いにつくつたらどうか、こういうのが私の考えでございます。最近すでに日本製鋼はタイ国のたまの注文を受けてやつておられます。そういうものが現実にできておるのでありますから、これは必ずしも私は今すぐにMSAとか何とかというようなことで制限を受けなければという問題にと思ひますが、それがなければいけないか、こう考えております。

それから兵器をつくるならばものと

堂々と日本の自主的立場からやつたらどうか、こういうお話でございますが、これは全然御同感でございます。しかし、何もアメリカが無理につくらせるからこつちがそれに圧迫をされてやるというような気持では私はないのであります。またこれを将来の再軍備の下地にするというやうな意味で私はこの兵器生産協力をやつてゐるわけでもございせん。また先ほど申したやうに、私は皆さんが非常に御努力になつて、あらゆる平和産業、民需産業をやつておられるけれども、まだ余つてゐるものがあるからこれを活用したい。たま／＼アメリカがそれに注文してやろうというのだから、それを大いに利用したいというやうな意味でございます。申せばそういう意味でございます。それからアメリカの注文がなくなつたり、あるいは再軍備しなかつたらどうするか、経営者としてはまことに見過ごせない仕事じゃないか、こういう問題が必ず起ると思ひますが、これにつきましては過去の多年の経験、並びに古い話ですけども、外国を見歩いて、イギリスにおいてはヴィイツカー、ス、アームストロング、ドイツのクルツ、スエーデンのボフォース、チェコのスコダ、イタリアのフィヤット等の方々の会社、フランスではシュナイダーの会社に三、四年おりましたが、それらの工場に長くおつて見ておると、工場内にころがらつておる兵器の大砲の筒であるとか機関銃の銃身であるとかいふものは、どこか注文かというとなみ外国の注文である。アルゼンチンの注文であり、ペルーの注文で優秀な工場が動いておつたのを親しく目撃しました。それでありまして、わ

れわれの努力次第では——これは輸出業者も大いに努力しなければいかぬが、兵器も一つの機械の輸出と見れば、何も日本の軍備の下地とかいふやうなことを考えなくても、またアメリカの注文がなくても努力次第ではやつて行けるのじゃないか。そうかといつて、戦争のときのように、国をあげて兵器産業をやると、これは大それた考えでございますが、産業の一部をもつてこれに指向して行くといふことは、先ほど申したやうに、附带的にも日本の技術の向上改善に非常に裨益するところがある、こう考えております。

○大西委員長 次に中崎敏君。
○中崎委員 ちよつとここにおりましてしたので、あるいは以前質問がされて、重複する面があるかもしれませんが、その点御了承願ひたいと思ひます。
私、参考人のお話を聞いておりますのに、今日の参考人の御意見の大部分は、この法案が可決されて一日も早く実施されることが望ましいといふやうな御意見であります。そこで聞きしに自由党は自由主義の考え方の上に立つておるのであります。いわゆる自由競争によつて、よいしかも安いものを多数に売らんだといふ考え方の上に立つております。おそらく皆さんも大体そういう考え方の是認の上に立つておられると思ひます。ところがこの法律を見ますと、自由に企業が興ることを制限して、政府がこれをチェックして行くといふことが骨子である。そうしますと、自由主義の基調の上に立つたところの、どういふ会社でもどんな自由になんていふやうなかといふ

考え方に、明らかに制限を加えるといふ考え方が新たに加わつて来るのであります。この点は十分に御了承の上のことと考へていいのかどうか、これは代表してまず皆さんにお聞きします。
○参考人 ひとつともな御質問でございます。これは私の私見を申し上げますと、これは兵器産業の特殊性というものが非常に問題になると思ひます。つまり兵器といふものは、どこへでも需要があるといふものではないといふことと、注文は政府の注文が大部分であることと、それが一つと、それから／＼な危険性があるから、監督指導を非常に厳重にしなればならぬ。それを懸用されては困るといふ点もございします。それから秘密保持といふやうな問題も、自分の国の兵器になれば起つて来る。兵器にはいろいろそういう特殊性がありますから、いかに自由党の天下といへども、これを野放しに放つてほうだにやれといふわけに行かない。またやらせたならば、これは必ずどこか破綻を来す。いわゆる過剰生産とかいふ／＼なことになるのではないかと思ひます。これはやはり昔、いろ／＼監督官制度を設けて調整をしておりましたが、やはり事業活動の調整は、過度の制限はいかぬと思ひますが、低度のものは必要ではないかと考えております。
○中崎委員 兵器に特殊性があるといふお話であります。そのやうと何でいふかと思ひます。買入人が少数であるといふ性格の事業には、みな同じやうに制限を設けなければならぬことになり、買

手が主として政府であるといふ場合にはみなさうであるといふことになる。その問題はなかに／＼簡単に割切れないのではないかと思ひます。特にこの兵器にだけこつちの法律を設けなければならぬといふ理由がどうしてもわからぬ。そうしてまたもしかりに一步下つてこれを認めたとしても、今度独禁法といふものが相当大幅に改正になるという運びになつておりました。国家公共の立場から一般に私的経済活動の制限をある程度ゆるめるといふことになるのであります。今度ゆるめられた私的独占禁止法の適用によつて、一つ二つの相手にたゞさんの人が殺到して出血的に入札するとか受注の申出をするといふ場合には、必要に応じて業者が相談し合つて、やたらに安く売らまいといふやうな価格カルテルみたいなものもできるのじゃないか。あるいは企業合理化をやつて行く上において、お互ひに相談し合つて、大体この程度で納めて行くやうなやうなやうな協定もできる道が開けるやうな思ひやうなやうな、その法律の適用によつてもなおかつこれをやらなければならぬ理由があるのかどうかといふことをお聞きしてみたい。これは三善さんにお尋ねしたいと思ひます。
○三善参考人 先ほど皆さんから言われたやうに、危険防止とか、あるいは治安の問題とか、秘密の保持の問題とかいふやうな特殊性は、兵器には必ずございします。兵器の特殊性といふのは、そういうことをおつしやつたのだと思ひます。そのほかにもう一つ特殊性があるのは、ほんとうの特殊なものが相当たくさんあるのであります。それをつくるには特殊などいふてもなければなら

設備というものがあつたが、そういうような設備は占領当時米軍の指示によつてぶつこわしたのがたくさんあります。ほかのものは全部あるけれども、その一つだけないというものがあつた。たとえば機関銃なり小銃をつくるためのライフル旋盤というものは、みなぶつた切つてこわしてしまつたから、ほかの設備は全部あつたが、それだけがない。だからそれだけをそこに与えればできるわけでありまして、その機械が遺憾ながら日本できなければ輸入しなければならぬ。そうすると野放しにしておいたら、おれのところも輸入する、おれのところも輸入するというので、外貨を方々から奪ひ合ひするといふ問題が起るのではないか。これは大砲をつくるという問題でも同じじやないかと思ひます。特殊などとしてもやらなければならぬ設備でも、むしろやむやみに必要量の何倍というものを輸入して、日本の外貨を非常にそれに濫用しても困るし、また日本できける設備にしても、そういう特殊な膨大な設備を——自己資金といへば株主の資金であり、あるいは他人資金は借入金金であるが、そういう資金の少いときに、方々でそういうものをやられても非常に困るじやないかといふことから、最も経済的にでき、最も適当したところにやらすといふことにして、そうむちやくちやな設備の拡充はやらぬような形にしたいじやないかといふようなことも、この法案には考えられていふところと思ふ。これは皆さんのさきの兵器の特異性の御意見に対する補足であります。

○中崎委員 そういふような事情のものは、兵器に限らずたくさんあると思ひます。また現在日本においては少い物資を輸入したいが、外貨の關係とかいふような意味も含めて、ここに一つの制限をしておけるという事はたくさんある。そういう仕事には一々使用許可をするような個々の法律をつくつてもいいのじやないかといふふうな氣もするので、どうしても兵器にだけ特別にこの法律をつくらなければならぬ理由はあるのかといふのではないか。言いかえれば、たとえばアメリカと言つては多い。その発注の關係上特に何らかの意思表示があつて、そうして政府の側においてその通りに唯々諾々としてこゝういふ法律をつくるようになったのではないかと云ふような氣もしておるのではありませんが、これはあなたにこそまづ聞いてもらふかどうかわかりませんが、何かほかに特別重大な理由があるか、そうした大きな理由がなければならぬ。こゝういふものをつくらなければならぬといふことはわからない。たとえばこの法案の内容を見ますと、飛行機なんかを除外する。そういうものは、われわれはつばな平和産業にもなるかもしれぬが、つばな兵器にもなるやうなものだと思ふ。そういうやうなものは除外された。船はまた管轄違いだといふので除外されているのでありますが、管轄違いであるといつても、政府が一本でやつておけるのだから、通産大臣であろうが、運輸大臣であろうが、何大臣であろうが、政府一本でまゝとまればいい。そういうものを除外しているのではありません。いづれにしても狭い範囲ではあるが、これだけを目的としたところの法律をつくるという理由がどうしても私にはわからない。そ

こで今云うように、何らかのよそからの重大な圧力というか、強い意向が反映したというか、あるいは事前に何らかの約束がされておるか、何物かであるといふことであるのだが、かんじんの国民の代表である国会議員にも知らされてないもので、私はこの法案の審議の上に非常に大きな懸念を持つておるわけなのであります。何かさういふことについて、業者のあなた方のだれでもいいのですが、納得の行くやうな説明を、実は別にこゝういふ理由があるといふことの片鱗でもおわかりになつておるならば、はずかしながらお聞きしておきたい。

○三善参考人 今までずっと発達しておるいろ／＼な業種といひますか、仕事というものは、やはり相当なバランスができておるものであります。ここに終戦といふものによつて非常に故意的に、致命的なアンバランスを受けた仕事、この仕事が再び台頭するといふ事態になつたときに、やはり元のバランスのとれた形に直すといふことが必要になつて来るのではないか。ここに新しく起きた仕事なんです。終戦前はとにかくバランスがとれた姿で正々堂々とやつておつたのですが、それが故意的な形でああいうふうになつた。それを元の姿に復旧する必要がある。これをこの法案の復旧する必要がある。これは新しく、急速に兵器産業が勃興したといふことを前提にしてお考えになつていただかなければならぬのではないか。今までの仕事といふものは長い間かけて来ておつた。兵器産業も長い間かけて来ておつた。ところが終戦といふ嚴肅な事実によつてが

ちやつと一刀兩断にやられた。しかし心臓はとられたけれども、あとの胴体は残つておるので、心臓さえ入れればいいのではないか、目玉だけ入れればいいのではないか、ほかのものは目玉もちゃんとそろつておるのです。兵器産業もそろつたのです。

○中崎委員 この問題は、たとえば重化学工業なんかでも、終戦後において、ことにここ二、三年来、日本でも遅ればせながら目まざましい発展をして來ておる。それと同じことはやはりある。ただ兵器だけといふことは私にはどうしてもわからない。われ／＼は兵器は人を殺すものだといふことはわかる。それなるといふにこれを取締るといふこともわかるが、殺すものだからその生産の上に特に許可制を設けなければならぬといふ理由はどうしてもわからない。そこでこれは外国から圧力か何か大きな理由がなければならぬと思ふのであります。この点はこの程度にしておきたいと思ひます。いづれ政府の方からももう少しつ込んだ話があるといふことを期待して、その問題はほかのときに聞くことにいたします。

そこで先ほどからのお話の中に、何か特定の国から武器の注文を受けるといふことで、これはことに關係の深いものに限ると思ふのであります。これは外国の軍の管理工場であるのじやないかといふ印象を持つ節があるつたのであります。現実には一体どういふふうな状況になつてゐるか、それをひとつお聞きしたいと思ひます。神戸製鋼の安並さん、おわかりになれば……

○安並参考人 兵器を受注して製作いたしておりますが、これに対して私どもへ米軍の検査官が参つておりました。で、きました品物の材質の検査あるいは寸法の検査をするだけでありまして、そのほかには何ら管理を受けておりません。何も制約を受けておりません。ただわれ／＼がつくる品物が向うで要求する図面通りになつておるか、仕様書通りになつておるかといふことを検査するだけでありまして、その他の管理あるいは制約は何も受けておりません。それは私どもの同業におきましても同じことなのであります。ただ、たゞいまの日本製鋼所さんの赤羽工場は、これは軍の施設の中でやつておられるのですから、自然われ／＼とは趣が違つておるだらうと思ひます。

○齋木委員 関連して……管理を受けられないといふことですが、ただいま中崎さんの御質問に対して確かに三善さんが御答へになつたと思ひます。會計監査を受けておるといふことを言われておつたように私も聞いております。それで中崎さんがさういふ御質問になつたと思ひます。

○三善参考人 會計監査といふのは、別に私どもは管理工場でありませんけれども、契約の条項には、非常にもうかり過ぎるから、特定の利潤だけしか認めない、また損したら損の理由をよく見て、カバーしてやらなければならぬといふことで監査が入つてゐるのです。これは契約の条項に入つてゐるのです。とにかく米軍の発注は全部、管理工場でもなくともさういふやうなことをやられることになつております。

管理工場のことでさつき御質問ありましたが、ちやつと申し上げますが、

管理工場というおかしいのですが、軍が接収をして、そこで日本製鋼さんのような、あるいは日本自動車さんあるいは新三菱重工、あるいはいろいろなところで勤務を提供されて、米軍の管理のもとにやられる。あれは軍の直轄工場である、こういう形になっている。あれだけが管理工場というふうなもので、現在砲弾をつくつておるとか何とかいうものは自主的な形をつくつておられて、ただ検査なりあるいは経理監査なりはやられるということにはなつておるのであります。

○中崎委員 次に話題をかえますが、輸出々々とよく言われておるのであります。武器の輸出について、アメリカの特需は別として、そのほか現在において兵器の輸出を現実に行つておられるのか。この点をどなたでもいいのですが、おわかりになつておる方からひとつお聞きしたい。

○三善参考人 現実に行つておりますのは、日本製鋼がタイ国に対して、日本が向うにぶんどられた戦車の、大砲の弾丸がなくなつたので、その弾丸を、五十七ミリと思ひますが、それを今五万発やつておるわけでありまして、それが現実の例であります。

○中崎委員 輸出については今みたい非常に心細い状況であり、今後の見通しにおいても必ずしも明るくないと思ひます。そこでこれが輸出のために云々というふうな話は、どうも私どもはわかりかねるのであります。そこで結局特需が中心である。将来日本の軍備増強というか、そういう意味において国内からの発注もあるであらうということは期待されるかもしれないが、これはMSAの関係等も一連の関連

性があると思ひますが、いずれにしても純然たる輸出という面については大した問題にならない。そこでまず今後さらにどん／＼こういう工場ができて、国家の重要な資材、金を使うというところは非常に残念なことです。そこでこれはいよいよ計画経済で行くべきである。ただこれだけではない。非常に国家経済の窮乏している今日において、資材、金などというものはやたらにむだなところに使つておるものではないというところで、これは国の経済としてそういう計画を立てるべきだという考え方を持つておるのである。吉田さんはそういうことは非常にきらいなもので、あの人が内閣を持つておられる限り、なかなかそう簡単にも行かぬと思ひますが、そういう一連の日本の経済というものをも考えたときにそう言えるのであつて、この問題だけを法律的にきめて行くというわけにいかぬ。ただ少数の、現在地歩を持つておられる大きな事業経営者が、あとから／＼競争者が出て来ては困る、まあ／＼安泰にやろう、そのために国家の特別の保護をやつてもいいという以外に大きな理由は認められないというふうな考えは考へておられるのでありますが、私に私に大きな間違いがあるかどうかという点については一応意見を聞いておきたい。これはどなたでもけっこうです。

○大西委員長 御意見がないようです。……

○中崎委員 それじや……

○大西委員長 次は川上君。

○加藤(清)委員 議事進行について今一時のようですが、まだあと質問が大分あると思ひますが……

○大西委員長 私考えておりますのは、各党一名ずつやつていただいて、なおぜひお聞きになりたいという点があれば、つけ加えていただきたい、かような考え方で、時間が大体三時間でありましたので、発言者も十分つづいていただい、各党一名ずつというところで、なお御希望の方があれば簡単にそこだけをおつと聞いていただくと、この辺どうぞ御了承願ひます。

○永井委員 せつかく参考人もいらつしやつておることだし、重要な法案であるし、各党一人ということになしに、質問があれば、わずかな人ですからも、簡単にでもよいからそれ／＼発言をお許し願ひたいと思ひます。

○大西委員長 さようなわけですから、各党一名ずつ済まして、それでおこつた点は聞きたいという方に簡単にひとつ聞いていただくと、そういうことで御了承願ひたいと存じます。

○川上委員 私のほうはそう長くありません。議論にわたらぬように聞きたいのですが、三善さんにちよつとお聞きしたいのですが、あなたがやつておられます間に、あなたの工場がストライキがあつたことがありますが……

○三善参考人 ストライキは、仕合せにもありませんでした。

○川上委員 もしストライキがありましたら、アメリカとの関係はどういう約束になつておられますか。

○三善参考人 ストライキが起つた場合のいろ／＼なわれ／＼の損失は、私どもが責任を負わなければならぬわけですが、アメリカさんは何にもこれに容れしないことになつております。管理

工場がなく、私どもは自主的な工場になつておりますので……

○川上委員 実際は方々で容認していらるのですが、あなたのところでストライキがなかつたと言われれば、実際の経験がないからそうかもしれませぬが、これは実際はやつておるのです。

○三善参考人 それは、ほんまに言つてください。アメリカは、法律的には別ですが、どんなストライキが起つても、実質的にだまつて見ている、ほんまにそうお考えになりますか。たとえば無期限ストライキのようなものが起つたときに、規則の上ではアメリカが干渉する規則は何にもありませんが、実際問題としてそのなつた時分に、莫大な発注をしていらるアメリカがだまつて見ていると、ほんとにお考えになりますか。

○三善参考人 期限が相当重視されますから、私の方でストライキの関係から品物ができないというような場合には、私どもでやつておつたものを、あるいはそのまゝ効力を失わないで別のところに発注される可能性はある。そういうことはやるかもしれない。その川上委員、そういうことをやられたら、たとえばあなたの会社ならひどく参りますか。

○三善参考人 ストライキによる損害はありません。

○川上委員 別に発注せられましたらたいへんなことになりまして、場合によつては、大きい会社はともかく、中くらいの会社ならつぶれるというようなことがありますが……

○三善参考人 それは長い間ストライキが続けば、どうしてもそうならざるを得ないと思ひます。

○川上委員 ストライキが行われれば、途中で契約をやめるという条件があるのですか。

○三善参考人 それはございませぬ。契約はやめさせられども、ストライキの解決にはできるだけわれ／＼が持ちわなければならないというところは、それは私どもの立場からそうやらなければならないが、米軍側は契約を破棄するということはありません。ただ期限の間に合わないものは他に発注せぬと、向うも困りますから、そういうことはわれ／＼も了承しなければならぬと思ひますし、向うもそれはやると思ひます。

○川上委員 期限が間に合わなかつたら、契約をやめたり、もういらぬと言つたり、キャンセルするという契約があるのですか。

○三善参考人 期限が間に合わないときはキャンセルされることがあるかという点ですが、ございませぬ。

○川上委員 この期限はどれくらいですか。どれくらい違つたらキャンセルになるか。

○三善参考人 部品の種類によつて違ひますが、大体一箇月から六箇月くらいの期限でわれ／＼はやつておるわけですが、しかし今までのわれ／＼の経験から申しますと、二箇月ないし四箇月くらい遅れたものは理由さえあれば、また自分の方で何とか間に合ひさすれば、キャンセルはしませんでした。間に合わなかつた場合に、それをキャンセルしない、別のところに発注されて、われ／＼が遅れたのをとつていただいたこともあるし、またわれ／＼の方と相談をして、どうだ、これはどんなところで困つておるのだ。こういうことで困つておるのであるから、こ

これはわれ／＼もキャンセルした方がい
いんじゃないかということで、相談づ
くでキャンセルするとうようなこと
はありました。

○川上委員 そうするとあなたのお話
では、歴大な注文を受けておつて、そ
うして資本家の方が労働者の要求をち
つとも聞かぬ。その時分に非常に長期
にわたるストライキが起つたという場
合には、中ぐらいいな会社——あるいは
大きい会社でも場合によつては参つて
しまふ、こういう危険があるという結
論だと思ふ。そういうことになると思
ふのです。

いま一つ、三善さんですか、軍需生
産を元のようにするつもりだというふ
うに言われましたが、ほんとうにそう
思われますか。

○三善参考人 川上先生は頭のいい方
だから、私の考えは御存じだろうと思
うのですが、それは元の歴大な軍需生
産を復活することはできぬが、しかし
これからの軍需生産に必要だけの復
活はやるべきじゃないか、こういうふ
うに私は考えております。

○川上委員 わかりました。参考人
においでくださった方で、政府ではな
いのですから、議論はいたしません。
安並先生にお伺いしたいのですが、
經理監査に來ると言うておられました
が、一週間に何回くらい來ますか。

○安並参考人 現在はまだ参つており
ません。私も仕事が進みまして、そ
うして値段の修正について、私の方か
ら修正してもらいたいというのを願
い出たときに、向うから來て、私も
の過去に實際にかかった費用の実績を
調査することになると思ひます。

○川上委員 そうすると、注文をし
て、あなたの方の会社がどんなことを
やりおろすと、どんな生産をしておろ
うと、労働者がどんなことをやろうと
も、あなたの方が監査をしてくれとい
うて願ひ出るまで、向うがじつとして
はつておきますか。これは国会の記録
に残るのですから、正確に言つてもら
いたい。

○安並参考人 私はまだその点は正確
な答弁はできません。

○川上委員 それはちよつとおかしい
のですが、政府当局でないから責める
ことはできぬが、正確に言つてもらい
たい。

○安並参考人 私はその經理の担当で
ないので、よく存じないの
です。

○川上委員 私の聞いているのは違
うのです。經理の問題は今お話になつた
のですが、その工場でどんなやり方を
しようと、労働者と資本家の間がどん
なことになりおろすと、あるいはどん
な工場の経営をしておろすと、整理
ができて監査をしてくれというて願ひ
出るまでアメリカさんはじつと見てお
りますかということ。簡単なこと
なんです。

○安並参考人 私の方はまだその域に
至つておりませんので、まだここで明
答することができません。はなはだ失
礼でございますが……

○川上委員 これはアメリカの方のこ
とで、ほんとうのことが言いたくない
のでしようが、政府の方ならば承知い
たしませんが、参考人の方です
から……、あなたの發言はよくわか
つたのです。これはなか／＼言えない、
それでけつこうです。

それから前田さんにちよつとお尋ね
したいのですが、あなたのところは、
経営権は会社にある。基地の中である
というだけであつて、経営施設そのも
のは、何もアメリカのものでもない
し、基地でもない。そうですか。——
そのときに工場の中ではストライキが
できぬということになつた、こういう
ことなんです。こういうことになつ
たことについて、労働組合の方ではど
ういう根拠によつてそうなつたと考え
られておりますか。これは根拠がない
とお考えになりますか。向うさんある
いは会社は、こういう根拠で工場
内のストライキをとめた、これは当然
だと思ひになりますか。この根拠の
問題を知らしてもらいたい。

○前田参考人 日本製鋼のあそこは、
土地並びに建物は政府の所有になつて
おります。それであそこは全部施設で
ございまして、基地になつております
ので、日本製鋼といひましては、単
に労働の提供だけをやつておるわけ
でございます。それからストライキのこ
とでございまして、私たちは過日スト
ライキをやつたわけでございます。そ
のときに会社としては非常に困りま
す。ストライキをやられて——實際に
私たちは被害はありませんけれども、
契約が破棄されるようになると困りま
すという程度でございます。あそこは
基地になつておりますので、基地司令
官として大佐がおりますが、それに私
たちが再三呼ばれまして、君たちがス
トライキを打つならば、従業員も会社
もキャンセルするぞということは、再
三言われました。しかしながら私たち
は、私たちの生活の向上のための当然
の要求として、ストライキを打つたわ
けでございます。そのストライキをや

めることにつきましても、別に軍から
こうあめというところでやめたわけでは
ないのであります。

○川上委員 アメリカの司令官とか何
とかというものは、どういう資格で労働
者の代表を呼ぶのですか。

○前田参考人 つまりあそこが基地に
なつておりますので、当然行政協定に
基きますところの管理権という面から
呼ぶわけでございます。

○川上委員 そうすると、呼んで、そ
の司令官が何だか知らぬが、それが言
うのには、ストライキをやれば会社も
労働者もキャンセルにしてやるぞ、こ
ういうことを言うのですか。それで会
社も、それじゃつぶれるからと思
つて、困る、こういうことになるわけ
ですか。それ以上のことは言わないの
ですか。

○前田参考人 会社は、軍がそう言
つたから困るというのではなくて、会社
としては会社の立場で、もしやれば、
そういうふうになると困る。会社が困
るばかりではない。君たち労働者も困
るではないか。だからやめてくれ。会
社の言つておるのは、軍がそういうこ
とを言つておるから困るというのでは
ないのであります。

○川上委員 労働組合が軍に呼ばれま
したときに軍はどう言ひましたか。

○前田参考人 呼ばれましたときに、
ストライキはやらなくてくれと言つた
のです。

○川上委員 そこがはつきりしないの
ですが、やらないでくれと頼んだので
すか。やつたらこういう処分をするぞ
ということを言つたのですか。はつき
り言つてください。

○前田参考人 ストライキをやられて

は困る。やつたら部隊も君たちもキャ
ンセルするぞということを言つたわけ
です。

○川上委員 あなたのところの会社
は、政府の資産並びに土地だというの
ですが、中にはアメリカ自体の機械を
すえつけておられますか。

○前田参考人 その通りでございます。
あそこにはありますところの器材器
具、日常使いますスパナ一つに至るま
で、全部米軍から供給されておしま
す。

○川上委員 これは組合の方に聞くの
は無理だと思ひますが、その所有権
はどうなつておるのですか。

○前田参考人 一切全部軍の所有にな
つております。

○川上委員 軍の所有になつておつ
て、それを会社が使つておる。これは
どういう關係になつておるのですか。

○前田参考人 その点は明確ではござ
いませんが、つまり会社として
は、人入れ稼業的に、単に労働を提供
するだけでございまして、中におき
ますところの管理権というやうなもの
は当然軍が持つておりますので、事
實上は軍の指示によつて作業をして
おるというふうな形でやつておるわ
けです。

○川上委員 会社の所有に属するもの
は、スパナ一つといへども中には何
もないわけですか。

○前田参考人 ございませぬ。

○川上委員 軍のものになかつたら政
府のものというわけですね。

○前田参考人 そうです。

○川上委員 わかりました。それから
安並さんにお尋ねしたいのですが、経
理の監査が來るといふのですが、これ

はどういう資格でやつて来るのですか。アメリカの関係は、契約に經理の監督をするという契約になつておるのですか。

○安並参考人 經理の監督をするという事ではないと記憶しております。それは契約に基いて価格を修正する場合に、私どもの記録を調査するという事になつております。

○川上委員 これは相手がアメリカだろが、どこだろうが、商契約だと思ふ。あたりまえの契約なんです。あなたの方ではかこの注文をお受けになつた場合に、ほかの会社から經理監督に来ることがあります。

○安並参考人 初めの契約でございまして、双務契約でございますから、それで最初の約束に基くわけなんです。それで最初私の方では材料の値段が非常に変動するという場合には、それじや十箇月先に行つて原価計算をした上できめようとか、あるいは材料の値段がどうなつたらどうしてもいいというふうな契約をいたしました場合は、日本人同士であつてもやはり向うの会社から参りまして、その何は何ぼで注文しましたか、そういう調査をいたすわけなんです。

○川上委員 それがおかしいのです。そういうことを聞くことはありませぬ。これは私と二人で討論し合つておるのじやない。実情を知りたいのです。經理監督に来るのです。經理監督に来るといふやうな資格を持つて来るわけなんです。そうすると前のお話じやそれは契約書には書いてない。こういうのです。しかし先ほどの答弁では、会社が經理監督を発注人から受ける。これは普通の取引だと思われませんか。

それは違ふと思われませんか。

○安並参考人 經理監督という事非常に大きな、きゆうくつな、重大な問題に關えますけれども、この場合は契約に基いて向うから原価計算の担当の方に来て、實際にかつた原価計算の書類を調べるといふことでありまして、これは契約に基いてやるわけでありまして、

○川上委員 私は經理監督々々々という事を大層問題にしておるのじやない。あなたのところはそうではない。あなたを言われておりますが、實際はそうじやない。もつとひどい監督をしておる、監督しておる。これは材料はたくさん持つておる。今のこの軍の軍需工場、これは經理監督だけじやない。そのほかの全部を管理しまして、間接的に労働者の雇用条件まで管理しておるのです。これは材料を出せと言われれば私たちは出せるのです。そこであつたところにもこういうことがあるのだという事を、参考の意見として言われるかと思うのですが、それはいいことだし、わからぬという事です。それから、時間をとりますからこれだけつこうです。それから三善さんにもう一つ聞きたいのですが、受注をいたしました時分の条件の中で、どうしてこれは困る。實際にこれは会社だけのもうけとか何とかいうことと離れて、もつと日本の独立の立場から考えて、この武器の受注の契約のこういう条項、こういう条項が慣例になつておるか、これはどうしても改正しなければ、たとい製造法としてものをつくつてもこの条項を押しつけられて来たのじや非常に困る。これがあると思つてお

きた。たとへば会社の問題とか、労働者の雇用関係の問題とか、製品の検査の問題とか、それから罰金の問題とか、この条項の中にあるこういうこと、これじや非常にいかにぬという点です。

○三善参考人 私ども仕事をやつて非常に困つた問題は、何万種類という非常にたくさんある仕事がありまして、この種類一つ一つについて最初向うに私たちが図面をつくつて提示する。それから図面がオーケーになつて見本を提示する。見本がオーケーになつて初めて正式にかかる、こういうことになつておるわけでありまして。これはそれでいいわけなんです。ただこの図面自身がオーケーになるのに非常に時日を要する。それから見本自身がオーケーになるのに非常に時日を要する。この問題がわれわれ非常に困つたわけなんです。私どもそれで方々飛んで歩いたわけなんです。これは私どものいろいろ想像なんですけれども、おそらくその図面をチェックする能力に欠けておるじやないか、自信がないじやないか、あるいは見本を十分にチェックする能力が担当者に欠けておるではないか。これは日本でもあるいはそういうことがあつたかもしれぬと思ひますけれども、彼らは特に一年なり二年なり来ている人が多いのですから、自分のおる間にミステイクを犯したくない。そこでむづかしいものになつて来ると、もうしばらくすればおれは帰るのだから、できるだけあとの者にまかそうということがありはしないか。それでむづかしいものになると非常にひまがかかるといふ、非常に困つた事例がたぐさあります。それでわれわれ

も大いに向うの司令官に食つてかかつて、こんなことじやだめじやないかと云うたところが、司令官から、日立から提供した図面は五日以内にこれを解決すべしとか、あるいは見本の検定は一週間以内に解決すべしという指令が出て、どこの工場へ行つてもそれを大きく、その基地々々の司令官の部屋の上へ張りつけてあつたという事実も見たのです。その当時一時うまく行つたが、またいけなくなつたというようなことで非常に困つた例はあります。そのほか契約の内容とか何とかいいますと、われわれは一応いわれるアメリカの陸軍調弄規約に従わなければならぬのだという事で、あのころはもちろん占領時代でありましたからそれに従わされておつたのですが、あの調弄規約というものは、日本の発注方式には非常に合わないじやないか。だからあの規約によらないで日本の自主的な発注方式、自主的な受注方式で行かれるようになった方が非常にいいじやないかというように私は考えております。

○川上委員 もう一つ、今のような形でやられまして、これを法律で規制するといふのですが、どんなかつこうをしても結局出血受注になる。向うさんは日本を助けるために来ているのじやない。つまり日本にやらせる方が都合がいいから、安から言つて来る。こういう形にならうとなるまいと、ああいう発注の仕方、ああいうような条件の形でやられまして、いつまでたつても出血的な受注になる、こういうことではないのですか。あると思ふのです。第二には、これはどうしてもこの形

でやられますと、不均衡交換になる。なるほどドルは日本に来る。ドルが入るからドルだけ見ますともうかつたよるな気がする。ところが、不均衡交換になる。ストライキはできぬ、ストライキするとキャンセルになる。そういう形で労働強化、賃金の引下げをしななければならぬ。結局不均衡交換になる。価値と価値の交換にならぬドルが入るように見えるけれども、長い間続いていると国の経済はだん／＼やせていくつくなるのです。この点について、会社で長いこと経験なさつた方としてお感じになることは何かありませんか。私の質問はこれだけで終ります。

○三善参考人 今川上先生のおつしやつたことについて、これは見解の相違もございまして、これは見解の相違もございまして、不均衡交換になるというお話であります。それは先ほど絶対反対の意見でありまして、それは先ほど申しましたが、兵器の生産は非常に品質の高いものをつくることになりまして、重工業界の品質を高めるといふことについて非常に効果のあるものであります。おそらく日本の今までの重工業界がこまごま発展をいたしましたのも、兵器生産が非常に大きな役割を果たした、こう考えていいじやないか。やはり日本の産業界の品質を高めるということが大事なんじやないか。そのためには一つの方法として、こういうものを大いに活用していいんじやないか、しかもかなり大量生産によるコストの切り下げ、能率増進によつてコストを切り下げるといふことも考えまして、その考え方を全製品に及ぼし

でやられますと、不均衡交換になる。なるほどドルは日本に来る。ドルが入るからドルだけ見ますともうかつたよるな気がする。ところが、不均衡交換になる。ストライキはできぬ、ストライキするとキャンセルになる。そういう形で労働強化、賃金の引下げをしななければならぬ。結局不均衡交換になる。価値と価値の交換にならぬドルが入るように見えるけれども、長い間続いていると国の経済はだん／＼やせていくつくなるのです。この点について、会社で長いこと経験なさつた方としてお感じになることは何かありませんか。私の質問はこれだけで終ります。

て、日本のあらゆる製品の品質が高まり、しかも値段が国際的に十分引合ふような形になる。その誇い水として、私はこれを受入れてやるべきじゃないか、こういうふうにいるのであります。これは私の見解であります。

それから私が先ほど申しました非常に困った問題がありましたけれども、この問題は、何十万という種類の部品を一つ一つつたので、非常に混乱したのでありますけれども、今後ある特定の完成兵器を請負うというふうなことになるかと、最初のスタートにおいてこれはもちろん相当苦勞をされるけれども、それがすべて一応決定的な段階に入れば一萬千里で行くことと思ひます。私も毎日そういう何十種類のものが累積したので、そういう点で苦しんだのであります。それから武器製造に対しては、そういうような点はないんじゃないか、こういうふうには思ひます。

○大西委員長 大分時間も経過いたしましたし、お昼の御飯の時間も過ぎておるようなので、残りの方々がまだ御質問があるようでございますが、できす限り、そういう事情御勘案の上、簡潔にお願いいたしたいと存じます。齋木君。

○齋木委員 参考人の方々から、先ほど来出血輸出とか、いろ／＼なことをやつて、元請の方がやつておるといふように聞いておりますけれども、実際に聞いては、元請は出血をしていないといふことも私も実際を見ておるのであります。みな下請工場にこれが転嫁されておるといふことも聞いております。それと同時に、またもう一点は、私は福井県でありますがお

隣りの小松製作所、石川県にあります。あゝいふ小松製作所の実情を見ましても、できない場合においては、会社自体は決して出血せずして、労働者を首切り、賃下げをやつて会社の維持をはかつて行くという実情もまじ／＼と私どもは見えておるのであります。それらの点に対しては出血をしないことをわれ／＼は見えておりますと同時に、先ほど来たなか言いました、商取引によつて契約をいたしまするならば、あとから実際の原材料その他の問題について契約をするときには、すべての観点から入札をいたすのであります。契約の改訂ということとは、特に原材料その他の変動が急速に起きた場合にのみ改訂するというのが商取引の原則ではないかと存じておるのであります。それらは軍需生産、兵器生産に対しては自由にあらさんという契約を持つことが会社として

はできませんか。

○安並参考人 この改訂はあとからきまるのではなくて、入札のときにそういう条件でもつて、承知の上で入札をしたわけなんです。私も私どもにとつては、今度アメリカのたまをやりますのは初めてでありますので、それで実際われ／＼は大丈夫であると思つておつても、さてやつてみると、存外非常に思ひ違ひがあつたといふことがあつてはいかぬので、むしろわれ／＼はそれを希望したわけなんです。それであとで実際問題としては、あなたもおつしやるように、われ／＼が予期しない事態があつた場合に適用されるんじゃないかとわれ／＼考へております。ですが、そういう条件でもつて初めから入札をしたわけなんです。

○齋木委員 諸情勢を考へて、生産コストとか、すべてのものを勘案し、研究して入札されるものと私どもは考へておりますが、そういう場合にあとからそういうことを受入れるはずはないと思ひます。そうだとすれば、出血とか、何とかいうことは解消されると私どもは考へておりますが、いかがです。

○安並参考人 私どもはこの問題は反対でありまして、われ／＼が予期しないような事態にあつて、高くなつた場合に、ぜひともこの条項によつてそれをカバーしてもらふというふうに考へております。

○齋木委員 皆さんの立場は違ふのでありまして、前田さん以外の方は、この法案については競争が激甚になるので、保護することを一つの建前として賛成をされておられるように承つておるものでありますけれども、政府といひましたのは、資本主義的な自由経済における自由競争を原則としてい建前から行くと、そこに大きく矛盾が出て来ると思ふのであります。皆さんは法律の保護を受けようという熱意を持つておられる。片一方においては政府は自由競争を強く打出してないから、こういう法律を行つた。これは政府当局に質問をいたすことでありますけれども、矛盾を生じて来ていると考へる。また皆さんも自由主義的、資本主義的な観点において商売をやつて行くという考へ方か、また計画経済におけるところの法律によつてやつて行つた方が安全であるという考への方に多いかどうか、あなたの方の頭の中に矛盾を生じているのではないかと考へますが、いかがでしょうか。これは前

田さん以外の方で、どなたでもつけようです。

○大西委員長 御答弁がないようです。

○齋木委員 それではこれだけにしておきます。

○大西委員長 加藤君。

○加藤(清)委員 たいへん皆様お疲れのようでもございますし、委員長の御注意もございましたので、前者の質問と重複することを避けて、簡単に要点をいづつまで伺ひたいと思います。簡単にお答え願へば結構です。

まず第一に今までの質問で大体看取できたこととありますが、この仕事をやるにあつては、アメリカの干渉が非常に多いと思ふ。経営者側にも、労働者側にも、他の産業と比較して干渉が多いということがわかつたわけなんです。なかつたけれども、この産業を振興するためにこの法律を通しでございまして、そこで御熱意があるようでございます。そこで御熱意をいした上でございまして、この仕事をほんとうに輸出産業として国家の産業機構上重要な位置を占める仕事として推進して行くにあつて、業界としてはこういう法律をまず通すということが先決条件であるのか、ないしはアメリカの干渉というものをこの状態において置くかということがいのか悪いのか、この法律を通す以前にそういう干渉をなるべく少くしたいという意思があるのかないのか、そういう点についてまず皆さんにお尋ねします。

○齋木委員 実際はこういう法律がなくても業界が結束して、そうして日本の業界の総意としてアメリカに強く当れば、今までの契約上のいろ／＼な問題とか、そのほか向うの政府の干渉とか、そういうものは排除できるのじゃないかというので、実はこういう兵器生産協力会のようなものを組織しまして、業界の総意を私が代弁を勤め、多年の経験がありますから、向うのゼネラル級の人もよく聞いてくれますので、非常に努力して、政府の、通産省の方々の御意向も伺ひ、過激なこともできませんので、なるべくならば隔意なく意見の交換をして、十分了解を得て日本の国情に合うよう、いわゆる日本の商慣習面を尊重してもらつて、そうして日本でやるからにはすべての点においてアメリカと違ふのだから、そこをまず了解して、もつと合理的、適正な方法で処置してもらひたい。ということを何べんか大使館にもあるいは米軍当局にも、あるいはJPAにも、人がかわるたびに、また同じ人にも、実はこういうことは何べんか努力したわけなんです。しかし残念ながら、少しずつ歩々向うもこちらの意見を尊重して改善進歩のあとには確かにあるのではありませんが、何分私どもは一介の野人でありまして、法的根拠のある権限はないのですから、ここに何らかこういうものによつてより力強い業界の事業活動の調整ができて、その力によつて向うに當つて行つたならばそういう意図しておる目的が達せられるのではないかと、こういう見解を私は持つております。

○加藤(清)委員 そうすると業界の代表者である皆さんも、この業界の発展を期するには、こういう法律をつくることも必要ではあるけれども、なおそれ以上に他の業界に比べてより一層強

いところの干渉を排除するということが必要を認めて、それを政府に要望していらつしやるわけですね。そう解釈してよろしうございませうか。

○菅参考人 そういふことではございませう。

○加藤(清)委員 その場合に考えられることではございませうが、まず向うの発注をこちらが受ける場合の契約、これがキャンセルになつた場合の法的措置というものについて、私は先般政府側にお尋ねいたしましたところ、遺憾ながら米国の国内法が適用されるのであつて、日本のキャンセルの場合の商法は適用されないのだとお答えでございましたが、これは業界の人々もさうに認めていらつしやるのでございませうか。

○菅参考人 現状ではさうだと思ひます。

○加藤(清)委員 現状なり過去でけつてございませう。将来はまた将来でございませう。

そういう干渉があつた場合に、注文から規格から価格から納品に至るまで全部干渉がある。そこで向うの言うなりにつづつた。ところが向うの言うなりにつづつたけれども、その工場が経営不振と相なつて成り立たなくなつた場合において、このめんどろをアメリカは見ているかいなにかを三善さんにお尋ねいたします。

○三善参考人 今加藤先生の質問は重大な質問なんです、私の方もむろん同じ運命になると思ひますが、昨年からそういうような事態に立至つて非常に困られて、業界から訴えが出ております。私昨年から調達調停委員をやつておりまして、その中では唯一の民間の

代表で出てゐるわけなんです。私は業界の最も有力な味方になつてゐるつもりでありまして、アメリカさんの委員を向うにまわして、日本の業者の言われることでもつともだと思つたようなことは全部通さしてございまして、昨年だけでも数十億の損害をカバーすることができたわけ、この点さういふ立場に立つてさういふようにやつておる。だから業界でもしもさういふ困つたような問題は持つて来ていただければ、そんな問題を解決して行く、私どもやはりそのところに提訴することになると思ひますが、私は提訴する場合に委員を一時退かなければならぬと思ひますけれども、これは要求するものは十分要求するといふつもりでございませう。

○加藤(清)委員 日本側の業界が要求なさることはよくわかりましたが、その結果を聞きたいのですが、はたして日本の商社と商社の間、あるいは日本の業者と業者の間で、それほど干渉をしてゐたと言へるわけですか。そういう場合に見るめんどろと、こちらが提訴なり、要求なりをした場合に、アメリカ側が見るめんどろの見方と比べて相違があるかないか。もしありとすれば、それを将来どのようになら改革したいというのが業界の希望であるのか、その二点をお尋ねいたします。

○三善参考人 いろいろめんどろがたくさん出ておりますので、こういうめんどろを未然に防ぐといふような意味合いから、あの有名な価格再決定の条項を打消すとか、あるいは今の日本製鋼さんのような労務提供の場合のいろいろな変更に対してカバーする条項

を入れるとか、さういふような条項を入れることによつていろいろ提案をして、向うの委員としては一応受け入れて向うと折衝するといふような段階になつておるのであります。

それから昨年の事例で一つの例を申し上げますと、これは十社ばかりの紡績業者が毛布とか帆布とか、さういふきれ地をたくさん請負われたんであります。大分厚い契約の条項がついておりまして、とてもそれを検討しておるひまがありませんので盲サインをなされたわけなんです。ところがそれにはやはり価格再決定をやる、オウデイツトといふいわゆる原価審査をするといふ問題があつて、それがもしも不当に利益がある場合には値引きする。また利益がなければこれを値上げをするといふような条項がありまして、そのためには実は非常に大きな利益があつたのであります。それは国際市場の原料が非常に下りましたので、利益の大きいところでは八五割あつて、少いところでも一五割くらいの利益があつたのであります。それを差引くといふようなことが起つて業界からの訴えがあつたのです。その訴えの理由は、こういうものはいわゆる相場場で仕事をするのであつて、いろいろな市場の原料が下るか、上がるか、さういふことを見越してわれわれは請負うのである。それでこういうものの製品の性質はそのときの相場場でやるのであつて、もうかつたから下げるとか、損したから上げるとかいふものではない。やはりある程度思惑の入るしるものである。だからさういふような条項はその場合には適用しないであつたといふ問題だつたのであります。これはさういふ仕事の性質であるか

ら、適用するのじやないだらうといふようなことで、これは非常に助かつた例であります。それから、わずかの間に、こんな厚い英文の本を翻訳して、それをいろいろ検討する。しかも翻訳した文章というのはなかなか見にくいのではあります。さういふ条項が入つてゐるのをよく知らないで見のがしたといふこともあつたのであります。これは見のがしたのが悪いのだけれども、ほんとうを言へば、日本人にもわかるような懇切丁寧な翻訳をつけて、これで検討してくれと言つた方がいいのじやないか。むしろわれわれが進んで一般条項についての翻訳の懇切丁寧なものをつくろつていかないかといふことも考へて、着々準備しておるといふことなのであります。しかし何にして日本側の業者のことなのでありますから、日本の業者としましては、日本の業者の受け入れやすいようなアメリカの発注方式が、ああいうレギュレーションによらない行き方のできるものが、最も望ましいのじやないかといふことを私は痛切に感じております。

○加藤(清)委員 大体わかりました。米国の干渉によつて、業界が他産業に比べればある程度苦しい状況下に置かれてゐるといふことはわかつたわけなんです。ところが、さういふ状況下において、その問題を解決する法案よりも、なお先にこの法案を審議し、この法案を出さなければならぬといふえんもの、それを尋ねましたところ、やはり二重投資を避け、競争のはげしさからのがれこるとだといふ意味の政府側の答弁がありました。これについては業界は御同感でございませうか。これは管さんにお尋ねしたい。

○菅参考人 それはその通りでございませう。

○加藤(清)委員 そうなりました折に、他産業にもこのような問題が方々にあるにもかかわらず、なおこの業界だけがさういふふるいにかけるところの法律をつくらなければならぬといふもののは、一体どこにあるかといふことについて、やはり管さんにお尋ねしたい。

○菅参考人 先ほど私は兵器産業の特殊性といふことについて申し上げましたところ、特異性は何にでもあるといふお話がございました。それは突き詰めて言へば何でも特異性は持つておりますが、兵器だけは何と言つてもあふないものであります。それからこれは私どもの経験からしても、アメリカ軍としてもどうしても機密保持といふものがあると思ひます。それから大体注文が政府の注文である。民間から注文することはどの国でもないと思ひます。だからどうしても、これは統制と言へば語弊があるかもしれませんが、何かさういふ法律である程度これを調整、あんばいして行く必要はあると思ひます。そこへ持つて来て、ほかの産業はずつと発達しているが、先ほど三善君も言われましたように、これはすつかり壊滅された仕事でございませう。さういふことを論ずれば別問題であります。やうやうな論ずれば別問題であります。やういふものがあると思つております。

○加藤(清)委員 そうすると、この法律がどうしても必要なゆゑのものは、発注者が政府であるといふことですね。これは局長さんの答弁でも、発注者が一人だけであるからという御答弁があつ

たことを記憶しておりますが、それでよろしゅうございますか。

○菅参考人 現在では米軍一人です。

○加藤(清)委員 私のお尋ねしているのは、過去及び現在のことをお尋ねしているのではありませんか。

○菅参考人 現在はタイ国からも注文がありますから、二つになつております。引合いについてはそのほか現在いろいろの国から入つております。

○加藤(清)委員 そうすると、この法案を通すことによつて、日本の業界に一番プラスになるものは一体何ですか。私の考えでは、まず一國の過重な干渉を排除することの方がプラスになるような気がするのです。それが今日の状態としてできないから、あえてこれを通してもらいたいという意向のようですが、これを通すことによつてプラスになるところとマイナスになるところがあると思うのですが、プラスになるところだけを聞かせてもらいたい。

○三善参考人 加藤先生の御質問は、えらいというがつた質問なのであります。これについて私は明決なる答弁を申し上げたいと思います。それはこの法案を通すことによつて、最も経済的に必要程度の軍需生産がでる上るといふことなのであります。それからアメリカの発注側にももう一層の発言権を日本の政府が持つてもらいたいと思ひます。これは私もしりをたたいといふ一人でありまして、それには一応受入れ態勢というものを考へて行くことが大事なのであります。腰がふらついていて向うに強くかかつてもやられてしまふからこちらの受入れ態勢——こういう法案を整備して生成発展するといふことを考へて、そういう基礎の上

に腰を強くしてもう少しぶつかつて、日本の業界の望む方向に向つて行くといふようにしていただきたいと考へております。

○加藤(清)委員 私はプラスになる部分がどこかということをお尋ねしております。

○三善参考人 それは両方ともプラスになります。

○加藤(清)委員 それはそれでけっこうでございますが、競争のほけしい、二重投資を避ける、しかも発注者が一人であるという状況が解消された場合においては——今の菅さんのお話によると将来解消されるはずなのだ。先ほどの話によると、東南アジアにも売りたいのだ、輸出産業としていいのだ、こういうお話でございますから、これは解消される運命にあると思ひますが、その場合にはこの法案は必要性がなくなると思ひます。よろしゅうございませうか。

○菅参考人 こういう法案によりまして、日本の兵器産業、武器作業が健全な発展をとげたあかつきにおいては、私は解消されていいと考へます。

○加藤(清)委員 そうすると、あくまでこのときにあたつての暫定措置と考へてよろしいわけですね。

○菅参考人 私個人としてはそう考へております。

○加藤(清)委員 それは個人でけっこうです。わかりました。その次に、いかに暫定措置であるとしても、現在これがどうもすつきりしないといふのは、経営上も困りであると思ひますが、業界としては今年の注文をどの程度とお考へになつていらつしやいますか。注文量を政府側は金額に見積

つて大体一億ドルに達するかいなくらいだといふお答でございました。それでよろしゅうございませうか。

○菅参考人 純兵器はそんな程度だろうと私も思つておりますが、これは想像でございます。

○加藤(清)委員 来年は、再来年はとお尋ねいたしましたところ、前の通産大臣も、このたびの通産大臣も、それはわからないという御答弁でございましたが、せめてこれを熱心に要望なさる業界にはわかつてゐるのじやないかと思ひますが、これもわかつておりませんか。

○菅参考人 それはわかつておりません。

○加藤(清)委員 それでは日本政府が発注者になつて、皆さんの工場に発注することを期待していらつしやるのか、そういうことは期待していらつしやいませうか。

○菅参考人 これはどつちともつかぬと思ひます。

○加藤(清)委員 そういたしますると、ここに問題になる点は、ことしの注文はわかつた。ところが来年の注文になると、業界も政府も皆目見当がつかないままにこの仕事を育てて行くと考へてよろしゅうございませうか。

○菅参考人 それはまことに大事な問題でございます。業界の方々も一番悩みの種にしておられるところだと思ひます。それで、見通しのつく、永年計画にわたる発注量を示せといふことは、経団連もやましく言つておられるし、私も及ばずながら絶えず米軍に當つておるのでありますが、そういう問題は、今度のMSSAのような問題ができて、相互援助条約でございま

すか、ああいうものができぬ限りは、アメリカ軍事機密だから示されないのだ、こういうのでございませう。アメリカだけの注文といふことを考へますと、そういうわけで予測できません。

○加藤(清)委員 そうなると、予測し得ない将来の発注を夢見て設備をして行かれる、こういうことに解釈してよろしゅうございませうか。

○菅参考人 そこで、設備なんかをむやみにしないようにこういう法律がでるのだらうと私は思つております。

○加藤(清)委員 そうすると、先ほどの三善さんのお考へと違ひまして、設備を二重投資するといけなから、外貨を余分に使つちやいけなから、こういう法律をつくるという言葉と大分矛盾が来る。あなたのさつきの発言は、工場が余つておるからやるのだ。そこへ米國が注文して来たから、待つてましたというわけで、いわば渡りに舟だといふようなお言葉がございまして、それと、設備の上に二重投資を避けるという点に非常な矛盾を来すんじゃないかと考へますが、これはいかがでございますか。と同時に、今日の設備でもつて、新しく設備を増設しなくても、発注の兵器武器は完全にこれを規格通りつくつて、期日通り納めることができるかできないか、この問題についてお尋ねいたします。

○三善参考人 実は私は三十何年の技術者でありますので、私の言うことがよくおわかりにならぬのじやないかと非常に心配しておるわけですが、私としてはできるだけおわかりになるように申し上げたいと思ふのであります。けれども、できるだけ設備を拡充したい、これは今菅さんの申しました通

り。しかし九十九の設備があるけれども、一の設備がこわされて、ない。あるいは非常にこのごろ進歩しておるから、九十九の設備は助かるけれども、一の設備だけはどうしてもとりかへなければいけぬ、こういう状態にあるのであります。だからできるだけ設備もあり技術者もそろつておる、これは大丈夫だ、この一の設備だけやつてやればいいというところにやつてやる。それでやらせれば非常に経済的に行くのじやないか。しかしおれのところも一くれ、おれのところも五くれというよ

うなことがたくさん出て来ると、非常に困るので、できるだけそういうような二重投資を避けて——二重投資といつても、これは何も大まかにするのじやなしに、そういう考へ方でやつて行くというのが、この法案の持つておる重要な意義じやないかということをお尋ねは申し上げておるのであつて、菅さんの先ほど申し上げましたのと私の申し上げましたのは、矛盾はないのであります。これを矛盾しておるとおつしやるから、あなたの方をしろと申しては非常に失礼であります。しろうとであると申し上げるわけでは

○加藤(清)委員 私はしろうとでございまして、くろうとのあなたたちとこの点で理論闘争をしてゐるのではありません。従ひましてみな、それでよろしゅうございませうかと言つてお教えを請うておるのでございまして、そんななかまきりが牛車に向うような大それたことは決して考へておりませんから、ひとつなごやかなうちに御手やわらかに御指導をいただきたいと思ひます。

二重投資、新しい設備、こういう問

題ですが、先ほど来の発言から行く
と、確かに私は矛盾している、こう思
うわけですが、それは理論闘争じやな
いのですから、どつちでもいいです。
もう一つそれに関連してお尋ねした
い点は、九十九まで設備があつて、一
だけの新しい補充が必要である、こ
うおつしやいました。ところが、私の調
べたところによりますと、過去におい
てすでにこの事業に携わつていらつし
やる工場側といえども、今日なお新し
い設備が要求されておる。今度の仕
事の発注を受けたという熱烈な希望
があるという方々の工場も、なお現在
だけではどうもやり切れない、こ
ういう事実を私は知つております。そ
れが下請工場のみならず、国家の遊休施
設や財産を受けてこの仕事をやりたい
と考へていらつしやるような大企業
の方々も、なお設備には相当の費用を要
しなければならぬという具体的事実
を、私は国有財産処理委員会の方で調
査して知つておりますが、この点は
私の調査が間違ひでございまいし
やうか。それとも、政府側がこへ提出さ
れた資料と、他に提出された資料に相
違ひがあると解釈してよろしいのか。そ
れとも、今お答えになりました三善さ
んが、大先輩であり先生であるから、
政府側ないしは業界をカバーしてお答
えになつていられると解釈すべきでござ
いまいしやうか。まことにしろうとでござ
いますので、とんでもないことをお尋
ねいたしますが、親切にお教え願
いたいと思ひます。

○三善参考人 加藤先生のなか／＼辛
辣な御質問でございますが、私が先
ほど九十九と申ししたのは、一つの例
として申し上げたのでございまして、

企業家でも欲望がありますものですか
ら、元の造兵廠を借用して、そこにあ
る機械だけでは足りなくて、国有財産
にある機械を利用して自分で大いにや
りたいという欲望というものはあると
思ひます。欲望があることは非常にけ
つこうなものですけれども、欲望があつ
てそういうことができたとしても、そ
れを受け入れて十分な能力を発揮でき
るところなら、それは大いにやつてけ
つこうだと思ふ。しかし十分な能力の
ないところが、政府の方に運動する、
あるいは代議士諸君にもいろいろ運動
をして、もしもそれをやつたとして
も、十分な能力を持つていない人がや
つても非常に困るのじやないか。やは
りそこに欲望というものはあると思
ひますが、できるだけ十分な能力を
持つたところを重点的にやらせるとい
う行き方をした方がいゝのじやないか
というように考へる。能力という問題
は、ちやんとした技術者がかかえて、
技術を持つておるといふこと、それか
ら設備が相当に準備されておつて、わ
ずかに補強することによつてこれが達
成されるということ、こういうことを
私は能力と申すのであります。そうい
うところが重点的にやらすという行き
方がいゝのじやないかと私は思ふ。
人間の欲望はたくさんあるのですか
ら……。

○大西委員長 加藤君に申し上げま
す、もう時間も非常におそくなつて参
りましたので、ひとつ結論を出してい
ただきたいと思ひます。
○加藤(清)委員 委員長さんの言は
きわめて尊重して、まだこの問題につ
いてお聞きしたいことがあります、そ
れでは先に急ぎます。もう結論をお尋

ねしたいと思ひます。来年のことがわ
からない、再来年のこともわからな
い。それが一つの国の注文である、日
本の政府はこれに對して保証し得るだ
けの注文を発するかというところ、それ
もわからない。こういう場合に直面なさ
いまして、かりに古い設備でございま
しやうとも、ましていゝわんや新しい設
備を増強なさいますして仕事をなさいま
した折に、それから生ずる、製品の価
格を決定する場合に、少し足りないも
のが出て来るようにも思ひます。この
点は御満足でございまいしやうか。こ
れは當さんにお聞きします。

○管参考人 それは私はその企業家自
身の腹だと思ひます。それでもかまわ
ずやるという人はしかたがない。しか
しなすべくならは政府としてはそうい
うものをやらせないように指導調整す
るのがやはりこの法律のねらいじやな
いかと思ひます。私はそういうように
考へております。

○加藤(清)委員 それではこの問題に
ついて、安並さんの工場が私の地元
にございまして、安並さんとしては
こういう状況下においてコストを決定
なさる場合に、どのようにお考えにな
つて経営をなさいますしやうか。お尋
ねします。

○安並参考人 御質問の意味が私どう
もはつきりのみ込めないでございま
すけれども……
○加藤(清)委員 それでは簡単に申し
上げます。コストを決定する場合
に、設備の価格あるいはそれに投じた
ところの資本、これをどう考へて行き
ますか。これを私はかつて大臣にお尋
ねいたしました折に、政府の援助資金
は出さないのだ、自己資本によるのだ

ということをさきの通産大臣がお答え
になりました。今度の法案が提案さ
れました折に、さきと今度と違つたこ
ろがありやないやという質問に對し
て、この点にはお触れになつておりま
せんでした。そこで依然として同じ状
態に置かれて行きました場合に、当然
起り得ることは、投入した資本、設備
の償却、そういうことによつてコスト
決定の場合に、来年、再来年のことが
わからなければ今年一年で何とかしな
ければならぬというのか、ないしは
過去の蓄積をこれに投入して、そうし
て一か八かでやるということに相なる
わけでございますか、この点でござい
ます。はたして経営がうまく成り立つ
か、成り立たないか。すでに倒れた工
場もあるというのを聞いております
るので、懸念の上に立つてお尋ねする
わけでございます。

○安並参考人 先のことにについては、
ほかの方が申し上げましたように、こ
れはわかりませんが、ただ私もはなる
べく継続して発注があることを希望し
ておるので、それから現在私どもが
注文を受けておりますものは昭和三十
年の四月まで継続いたしております。
設備につきましても、砲弾をつくるだ
けに使う、そのほかのことには使えな
いという専門の機械を現在受けておる
注文で償却をしなければならぬと思
つております。それからまたそのほか
に、これは普通の日本の償却法に基
く方法で償却をして行く考へでありま
す。

するが、来年のことさえわからない。
朝鮮休戦ですでにもう注文がなくなる
だらうというところで株が安くなつた
高くなつたり、てんやわんやになつた
ことがございまして、そういう折に、株
が安くなる高くなるはきよの論外と
いたしまして、この経営をして行くに
あたつて税務の問題をどう取扱われま
するか。減価償却を今日の法律に當
てはめて行くとおつしやいます。が、来
年、再来年のことがわからなければ當
てはまらない現状にあると存じます。
それをどう税務の問題で考へて行かれ
ますか。この点をひとつはつきりとお
尋ねしたい。これは當さんにお尋ねし
たい。計算が成り立たないのじやない
かと思ひますが、やはり腹ですか。

○管参考人 私はその点はもう腹より
しかたがないと思ひます。
○加藤(清)委員 これはまたまことに
非科学的なことでございます。腹と
勘でやられたおかげで税務の問題は片
づいたとしても、今年はずつたが、来
年ないというところで、臨時雇いの人が
ちよこちよこ首切られる。下請の方
方が薄口銭でやらされたおかげで、爆
弾とともにうら若い早乙女が二十何名
も東京のまん中で青空にふつ飛んで行
つてしまつても、何らなすところがあ
つたといふことに相なります。とき
の腹をひとつお尋ねしたいのでありま
す。腹で行かぬならば、そういう場
合の腹をぜひお聞かせ願ひます。
○管参考人 私は大企業家でもないの
にはなはだ大それた申し上げようかも
しれませんけれども、兵器産業ばかり
でなく、ほかの事業も五年と同じ状態
でいるというところは私は少いのじやな
いかと思ひます。終戦後でもすいぶん

石炭が景気がいいとまた悪い、またいいというように、絶えずかわつていくのですから、事業家としては、機械工業またしかり、肥料工業またしかりで、みな同じことだと思ひます。結局経営者といふか事業家の腹です。そこがまた事業家のセンスといひますか、頭じやないか、私はそういうふう思つております。

○加藤(清)委員 やはり腹で手当てをして行く、こういうことですね。それはどこの業界でも同じです。私は別な畑におゐる人間でございますが、それはあなたのとおつしやる通りで同じことでございますが、それが同じことであるならば、こういう法律を別な畑にもつくらなければならぬ。これが過去の実績によつて行けるからほかのものには必要ない、このものには必要である、こういうことになつたので、私は現状に即してお尋ねしているわけでございます。

最後にお尋ねしたいことは、この問題については新しい設備をつくる、工場の拡張を受ける、あるいはこの納入につきましてもいろいろな干渉があることと存じます。すでに米国の干渉があることはここで明らかにされたことでございますが、工場側に向つても、米国外の干渉もまた非常に多いと存じます。その逆に企業者側がよそに向つて干渉をなさつたことが過去にあるかないか。将来はこれをどのように考へていらつしやるか。これを最後にお尋ねしたいのでございます。これもやはり皆さんにお聞きます。○菅(孝)委員 私はそういうことがあつたかどうか存じません。○加藤(清)委員 それでは具体的事例

を申し上げますと、新聞面に、肉離れの問題があつて来たというのには相当業界のサセスションが行われたと聞いております。しかしそれはそうであつたにしろ、それは私の聞かうところではございせん。私がぜひあなたの腹をもう一度割つてお尋ねしなければならぬ点は、この法律の通過することによつて救われた業界はそれで助かるでございましょう。しかし同じ業界においてもこれは一つのふるいであり、入学試験である、はつきり大臣もそれを認めております。このふるいにかけるれておつちた方々は、あなたのとおつしやるように、ほんとうに設備をあけて待つていても、他の産業はできないので、おぼれんとする者がわらをもつかまえる氣持でつかまつて来るでしよう。なおそれでもこの方々は下請工場となり、あるいは二重、三重の手数をとりれて仕事をしなければならぬ運命に置かれますと存じます。そこに働く、いわゆる中小企業の工場に働く工員の方々は、大工場に働く方々とは違つて、一層みじめな状況に追い込まれなければならぬということ、この法律を通して目に見えて来るのが第一点。

次に、わからぬとおつしやるならば、もつと具体的に御説明申し上げます。もう一つは、この仕事のおかげで肉離れが困つてゐる。砲弾の集積場はこめんだ、それを運ぶ道路はこめんだ、これに携わる鉄道の方々が危険にさらされてゐる、いろいろの問題がこめし出されて来ると存じます。これについて一体どのような腹を持つていらつしやるか、前の問題、あとの問題について簡単にけつこうでございすが、お答えを願ひたいと思ひます。○菅(孝)委員 要するに今おつしやる通り、法というものは、もういまさら私が申し上げるまでもなく、運用いかんによつてよきにも悪きにもなると思ひます。今御懸念のようなことは、運用いかんによつてはそういうことがあると思ひます。なるべくそういうことのないように、この運用は当事者として非常に慎重にやらなければいかぬ、こう考へております。運用さえよろしきを得たならば、いいところだけをとりつて悪いところは除かれる、こう私は思つております。肉離れのような問題は、今いろいろあつたふうになつたもので、今からおつしやるが、たとえば鉱山爆薬をどうして運搬するか、これだつてやはり危険じやないか、こういう問題はあつて思ふのです。何もこれだけをききうくつに考へなくともいいんじやないかと思ひます。そういう点もございせん。その点は政府や皆さんの御指導なり御監督なりによつて、皆さんの意に沿うようにできぬことはないじやないか、こう考へております。

○加藤(清)委員 それでは大分皆さんお急ぎのようですので、これで、あとは大臣に質問させていただきますと思ひます。○大西委員長 下川君。○下川委員 大分時間がおそくなりましたので、簡単に二、三質問を申し上げます。先ほどの川上君の質問を聞いておりますと、あなたの方の答弁の中でいろいろ苛酷な制約を業者が受けてゐる。しかも労働者側も非常に悪い条件で働かされてゐるというのを聞いておりますが、そこに問題があると思ふ。苛酷な条件で、しかも出取引がされてゐるにもかかわらず、法的な保護を求めても、その生産を上げようとしてゐる。そうなる、あなたの方の本質的なものがこうした苛酷な条件でしかも出取引であると言われているけれども、その内容は相当の利益があるから、そういう苛酷な条件にも一応屈服して、労働者を低賃金に縛りつける、あるいは税問題を適正により以上に安くしてもらうような方法をとるとかいふようなことで、一応もうかるから、いわゆる兵器生産に意欲を燃やしてゐるのか、それとも現実に苦しい立場に置かれてゐても、やがては日本が再軍備される。そうなつた際にはそのま今の工場あるいは技術がその方に向ける。従つて将来の兵器生産の夢を見ているがために、今日のあなたの方の兵器生産の意欲が高ぶつてゐるのか、あるいは現実にもうかるから、いろいろな法的保護を求めても、兵器生産に対する意欲を燃やしてゐるのか、それともその両方の考へ方で兵器生産に対する法的な保護を求めているのか、その点をお話願ひたいと思ふのです。

○大西委員長 下川さん、今の問題はちよつと業者の方で御答弁がでかぬるようですが、何か参考意見のことでもございしたら、簡単に説明を願ひたいと思ひます。○下川委員 私は兵器生産というものの本質、性格あるいはまた先ほど加藤清二君が申された兵器生産と肉離れの問題等については十分業者の立場について聞きたかつたのであります。しかしいろいろ問題があり、また本日は参考人の立場からおいでを願つてゐるの、その点一応省略いたしますが、ただ先ほどの加藤君から申された通りに、あなたの方の兵器を生産する——結局兵器といふものの本質は、これはもう防衛という名にしろ、あるいは侵略という名にしろ、戦争の用具にはかわりはないのであります。しかしそういう兵器生産が拡大されて行き、あるいは兵器生産の保護をする。その一方においてはいわゆる輸送の關係とか、そういう危険な關係ではなくて、たとえば肉離れの一箇所が、日本の土地の中の一部が、あなたの方の生産する迫撃砲、あるいは砲弾の試射場として用いられてゐる上に、それらの漁民、農民の生活が危機にさらされてゐるといふ現実をわれわれ今日見ている。しかも私の郷里の静岡県では肉離れの試射場を最初遠州灘にしようとした。これが遠州灘から伊良湖に行き、伊良湖から肉離れに行つた。私の望むのは、静岡県から、愛知県から、石川県からもそういう砲弾の危険や、あるいは生活権を奪われないように、試射場のようものは太平洋の中に捨ててしまいたいということなんです。しかもあなたの方は兵器を生産し、その拡大を求めている。そうすると、資本主義的な性格を持つた政府である限りにおきましては、勢いいわゆる財閥と結びつき、兵器生産業者も財閥と結びついて日本民族を犠牲にしようということになつて来る。それをわれわれは非常に憂へるので、あなたの方の兵器生産の保護を求める前に、まずわれわれが解決しなければならぬのは、これらの軍事基地の問題、これらを政治的に解決しなかつたならば、あなたの方の望みは達成できな

まず第一番に伺いたいのは本法を立案いたしました時を承りたいと思いま

つて日本の製造者に発注するものだ、
こう思つております。しかし現実はその
れとはまったく反対の結果を見ている
現状であります。これは今岡野大臣に
責任を追究してもどうかと思ひますけ
れども、こういうふうになつて来たこ
とは、先般輸出振興にからんで私が申
し上げましたごとく、終戦後におきま
して、戦争のありましたアジアはもち
ろんのこと、欧州においても物の少く
なつたことは、實際問題といたしまし
て、特に繊維にしましても、肥料にし
ても、自動車にしましても、セメントに
しても、石炭にしてもあらゆるものが
なくなつて来た。そのときに古池に水
が入るごとく、平和になつて生産した
ものは何でも売れた。売れるからいい
といつて、特に繊維のごときは、南方
方面への輸出量はたいへんなもので
ありました。その当時から計画的な生
産指導、量、質の問題、合理化とい
うことを考えた結果、国内の工場に
は非常な生産設備をしてしまつた。そ
して工員をたくさん包擁してしまつ
た。そこへ不況が来た。そのために特
需というものが出て、その特需も、さ
いぜん参考人が来ていろいろ話を聞
きましたが、アメリカ軍がじかにメー
カから見積りをとつて、最も安いもの
にさせる。現在御承知のような経済状
態でありますから、手形のやりくり、
あるいは工賃の払い、そういうよう
な關係でみす／＼採算に合わないもの
でもそれに飛びつかなければならな
いというような現状になつたことは、
繰返して過去のことを言つてもしかた
がありませんが、要するに計画的な
政策がなかつたからこの結果になつた
のではないかと私は思ふのであります。

そこで、しからば米国が日本經濟育成援助のために特需を出してくれるという原則がきまつて發注をしてもらうのであつたならば、当時の外務大臣あるいは通産大臣、はたまた總理においても、その責任をまかしてもらつて、その工場の性格あるいは技術その他配分あるいは見積りの程度も、これならばベイする、これならば出血しないということを決めて、そうして政府がまとめてつたならば、かくのごとき混亂は来なかつたと思う。その点におきまして、政府は今日あるを知らずして放任しておつたということも、これひとえに政府の責任ではないか。これは今後M S Aを受ける上におきましても非常に重大な問題だと思ふのです。先般も山口委員からの質問がありました。が、東京蠟子と日平産業のごとき、三十何セントで受けるものを片方は二十何セントで引受けておる。そうして非常な出血であつた。これは新聞にも出ておりました。こういうことは、やはり業者同士においてせり合つて高くとれるものをみす／＼安くしておる。日平と東京蠟子の問題は、工場の設備、技術その他において多少の開きはできて、かくのごとき開きを及ぼしたということも、国内の不況と相まつて起る問題でありますから、私は委員長にお話して、日平及び東京蠟子の当時の責任者にこの委員会に御出席を願つて、当時のいきさつを詳細に承り、そうしてこれを日本のメーカーに流して、かくのごとく相争うとお互いに損するということを警告したいと思つておつたの

第一類第十一号 通商産業委員會議錄第二十四号 昭和二十八年七月二十四日

ることでございまして、外注を受けてやつておりますもの、それがもしもそういう方面に使われては困るということに常々心配して、いろいろの手段によりまして、そういう方に流れて行かぬように、行政的の措置をいたしておる次第でございまして。

それから特需の問題でございまして、これは御承知でもございまいしやうが、日本が特需が開始しまして、非常な不景気になりかかったのが救われて、特需景気というものが出たのでございまして、しかし私どももいたしましては、これは経済審議庁長官としての考えでございまして、特需は何にいたせ、そう長くはあつてはならない。また臨時のものである。そういうものに依存して今日の日本の経済が成り立つておるといふことは、これは悲しむべきことでございまして、できませんならば、日本が経済自立をいたしますのには、こういう特需がなくして正常な取引によつて日本の経済を確立して行きたいと念願しておる次第でございまして。しかしいたしましては、少くとも今日の生活水準を維持しておられる国民経済というものは、よかれあしかれ特需によつてささえられるといふことも過言ではないと存じます。

そこで、この特需につきまして、注文の問題でございまして、これはたまたまのところでは日米行政協定のたしか十二条——間違つておりましたら取消しますが、十二条の規定によりまして、アメリカの機関が日本の経済に悪影響を及ぼさぬということを考えに入れて注文をするということになつておりますので、ただいまわれ／＼といたしましては、この注文はアメリカの機

関が日本の内地の業者を選んで注文をしている。それにつきましては、大体実情を見ますと十社ぐらゐを競争会社にあてまして入札をさせておるようございまして、たくさんございましてものを無理やり競争入札に入れますと、いかにわし／＼のものと、あるいは基礎が薄弱であるとか、あるいは受注をしても完全に納入することができぬかどうかというやうな、われ／＼の目から見ますと、疑問を抱かせるやうな業者が、受注の入札に入つておるのもまた見受けるのでありまして、こういうことはよくありません。

【中村委員長代理退席、委員長着席】

今後日米行政協定の改訂につきましては、ぜひ日本がある程度の主導権を持つて、この入札会社を指定するとか推薦するとかいふやうなことをやつて行きたいという考えを私は持つております。

それから将来何かM S Aの問題でもありましたときに、今度できますところの肥料の輸出会社のような一本の機関にして受注を受けたらどうかというお説、これも一つのりつばなお考え方でございまして、われ／＼もM S Aがいかなる形において今後入つて来るかといふことがわかりますれば、それに対して適当な、やはり御趣旨に沿つたやうなことも考えてみたいと思つておりますけれども、御承知の通り、ただいまどういふ形でもM S Aが日本に来るものであるかまだわかりませんものから、心の用意のほかに具体的には考えをまとめておりません。

それから先ほどのお説の日平産業の問題でございまして、あれはたしか

一千万発ぐらゐな弾丸の注文でござい

ましたが、東京製子と日平産業との間に競争がございまして、二十七セント七ぐらゐな入札価格でやつておりました。ところが通産省で大体の計算を出しましたら二十七セント以上でなければ採算に合わないだらうという通産省の一つの基準と申しますか、試算が出

ておるわけでございます。しかしあれは何かほかにも事情もあるやうでございまして、ただいま詳しく調査をさせております。将来はこういうことのないやうに努めなければなりませんし、これに対する善後策も講じなければならぬと考へております。

それから生産業者の問題でござい

すが、これは今もその通り、将来もお

そらくいふ／＼不景気になつて来れば、生産業者が許可を受けに来ること

でございまして、そのときにはやはり通産省としましては、その設備の内容も十分取調べますし、また先ほど御心配をくださりました下請工場たる中小企業というものは、これはこの法律では届出をしなくてもいいことになつておりますけれども、ある一つの会社を許可いたします場合には、やはり一応どういふやうな関連の下請業者があるかといふことにつきましても、相当研究した上で許可をして行きたいと考えております。

それから役人が——これは非常に残念なことでございますが、過去において、少数とは申しながら、いろ／＼世間の指導を受けるやうなことがありましたことも事実でございまして、その点まことに遺憾でございまして、しかし私が通産大臣になりました後、いろ

いろなことを各役人について氣をつけ

ておりますと、昔の官僚と違ひまして、いわゆる民主的になつたと申し

ますが、非常に民主的に仕事をやつてお

りますと同時に、心配が過ぎはせぬか

と思ふほどガラス張りの仕事をしな

ければならぬといつて一生懸命にやつ

ておるようでございまして。むしろこれ

は私が就任早々であまり詳しく知らな

い、お前はそんなことは知らないでは

ないかといふやうなお叱りをこうむる

かとも存じますが、私自身ではただいままでいろ／＼接触しました点にお

きましては、ただいまの通産省の役人

は、過去の少く少数とはいひながらい

ろいろの非難を受けたといふことにつ

きまして、非常に反省をいたしまし

て、自分たちは将来の名譽のために

つばな仕事をしに行くといふやうに考

えて、かたくなり過ぎるくらいにやつ

ておるやうに見受けております。しか

しそれによつて私は自分自身で今後安

心しておるわけはございせん。人間

といふものはしつちゆうさういふ

ことを注意しておきませんと、いつ魔

がさすと思ひますか、いろ／＼なこ

ろの誘惑にかからぬとも限りません

から、ごく／＼注意はいたしますけれ

ども、ただいまの現状はそう考へてお

ります。

それから官僚が審議会というものを

つくと、その審議会の方に責任を転

嫁して、自分たちの責任ののれをする

といふやうなこともよく昔言われたこ

とでございまして、今後はやはりわれ

われといたしましては通産省が全責任

を持ち、同時に審議会の委員の方にも

十分なる責任を持つていただきますし

て、まことに公平でフェアな仕事を

して行きたい、こう私は考へておりま

す。

それから出血受注のことと申しま

すが、この点におきましては私は心

配を同じくするものでございまして、

圖的に指導すべきものであると私は思うのであります。私はこの答弁を聞きまして、また機会がありましたらお尋ねするとして、これで打切っておきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。これを自由奔放にたたいまのままでまかしておきますと、お説のように民需生産の圧迫というところまで行かぬとも限りません。またそういうことがあつてはならないのでございまして、私どもがこの法案をお通しを願ひたいと念願いたしております趣旨も、その底にそういうことがございまして、やはり特需が出まして、それがどれくらい長く続くであろうとか、またどのくらいな注文が出るであろうというところを十分見きわめまして、そうしてその業者が注文を受けけても、すぐ崩壊するとかまた破綻をするとかというところのないように、先の見通しをつけ、現段階における注文の多寡というものがよく注意しまして許可もいたし、同時に契約もして行きたいと思ひます。これをもし自由奔放にいたしますならば、まづたゞお説の通りに、今すぐ注文があるのだから、また相当かたまったものがあるのだから、ほかはほつておいてもその方に行つて金もうけでもしよう、こういうふうな考えを起して民需生産圧迫に走りかねないことは、これは私は当然だと思つております。その点は今後行政指導の点におきまして、またこの法律の規定に従ひまして、十分注意をして行きたい、こう存じております。

○大西委員長 次に山口シヅエ君。○山口(シ)委員 去る三日の本委員会におきまして留保いたしておきました

私の質問につきまして一言お伺いを申し上げたいと存じます。

私が、出血受注を防ぐために受注契約もまた製作同様許可制にしてはいいまいかとお尋ねを申し上げましたのに對しまして、大臣は、第一は受注契約は私契約だからこれを許可制で縛るのは好ましくない。第二には生産許可制によつて無用の競争を避けるための抜本策を講じておるからよろしかろう。第三に商人は信用を重んずるから戒告だけでも大いに効果がある、大体以上のような三つの理由によりまして、大体現状でかつこうであるという趣旨の御答弁でありました。しかしながらまず第一の点でございまして、注文を受けるのは私契約だから許可制で縛るのはおもしろくないと言ひながら、一方におきまして製造は許可制にすべきであるというところは、どうも私にいたしましては納得いたしかねます。私契約だから拒否権を発動しないというならば、製造に對しましても同様にすべきでないかと私は存するものでござい

次に第二の点でございまして、無用の競争を避けるために、まず生産設備を制限することはまことにけつこうでございまして、これだけでは出血受注は防がれません。たとえば発注者が契約価格をたかんとする場合などは、生産設備が制限されていたといたしましても、何ら出血受注に對してかわりはないと私は考えるものでございまして、いかがでございませうか。

第三は信用の問題でございまして、商人の信義感に全幅の信頼が置かれるものとすれば、先日も私が申し述べましたように、製造に對する許可制

や罰則の必要もないという道理でございまして、この間大きな矛盾が生ずるのではございませぬでしょうか。以上まことにどういふようではござい

な前問お伺ひいたしておきました。日平産業の砲彈受注の件でございまして、これは先ほど答本議員によりまして質問され、大臣より御答弁を承りお

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。第一の点の私契約だから許可制にするのはおもしろくないと私が申しましたにつきまして、重ねて御質問を承

これまで許可制にするのはおもしろくない、この私は感じておるのであります。しかしながらその契約に對しては

それから、それじや製造をする会社を許可制にするのがおかしい、矛盾して

健康なものであるということが、非常に不健全なものであるということ、またその濫立のために競争がはげしくなつて、いわゆるよくなく出血受注

させるという不利もございしますので、やはりこれは許可にいたしました濫立を避けなければならぬ、こう考えている次第でござい

それから第二の点であります、発注者が契約価格をたかとうとする場合には、発注者が値段をたかとうというこ

私あなたからそういう御質問が出ますけれども、しごくごもつものことと存じますけれども、しかしこれはやはり許可制によつてちやんとこれの会社

はこういうような仕事をしているのだ、そうしてほかにたくさんの方の無名の、もしくは信義を重んじなくても、どうにでもしていいというような商売人、生産業者が中へ入らないという意味におきましては、私は許可制にして、その許可するときに非常に厳格に、また十分に通産省の方でこれを検討しまして、これならば大丈夫だろうというような会社に許可することになりまして、また同時にそれは一面におきまして将来も仕事を続けて行くためには、やはり信義を重んじなければならぬという觀念も、その会社あたりには出て来ると思いますから、大体におきまして戒告程度のことをしておきます。そして信義は守れることとします。しかしいろいろなことを考えますと、非常に苦しい立場になつて参りますと、えてして信義を守らないような商人も出て来ないとも限りません。しかし一応特定の資格を与えられたものが信義を守らないという場合には、その分にだけ与えられるところの不利というものが明白であつて、また非常に打撃が大きいと思ひますので、一応われ／＼はこの商人の信義を重んじ、同時に戒告程度でこれをやつて行つたらいいのではないかと考へてゐる次第であります。

それから日平産業のことにつきましては、その後調べているはずでございますが、もしただいま書類でも持つて来ておられますれば、政府委員から御答弁させたいと存じます。

○蓬沢政府委員 日平と東京螺子の問題につきましては、かねてお尋ねがありました。われ／＼の方も先般あの御指摘がありましたときに、新聞紙上に載

りましたので、すぐに調査を始めたのでありますが、何分今もつて当事者からの資料の提出がありません。私も社長にじかにわれ／＼の方で調査をしてゐるから、ぜひ資料を出してほしいということをお願いしたのであります。社長は出すからという話でありましたが、われ／＼の調査する係の方には再三催促をしましても、出て参りません。向うにもいろいろ事情があるのかどうか、今もつて出して来ないところを見ると、会社側でもよほど説明のしにくいところがあるのではないかと、いふうに想像をいたしてあります。しからばほかの会社の状況はどうだろうかと見てみたのでありますが、たとえば競争いたしました東京螺子は一萬四千セントというものを出してあります。先ほど大臣からも御説明いたしましたが、われ／＼役人が計算したところでは、あまり実情に適していないという、また非難もあるかと思ひますが、これで見ましても、三十セントを上まわつてゐるような状況でありますので、日平産業の二十七・七セントというものは、相当安い値段であるということは言えると思うのでありますが、当社としてはたして出血であるかどうかという断定を下す段階に至つていない状況であります。

○山口(シ)委員 山口の質問を終わります。

○大西委員長 それでは本日はこの程度にいたし、次会は明日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時九分散会

昭和二十八年八月一日印刷

昭和二十八年八月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局